

【 2023 年 4 月号 (第 16 号) 】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず 3 月に開催された全人代より、新たな政府人事、経済目標及び組織構造改革についてお届けいたします。続いて品質強国を標榜する中国の産業強化策をご紹介します。

その他、中国の個人情報域外移転に関する最新動向と、情報漏洩等インシデント発生時の対応措置について法的側面からのレポートをお届けいたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】（電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。）

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス…………… P1
2. 習近平政権 3 期目の新政府が始動…………… P2
3. 中国の産業強化策について…………… P9
4. 中国の個人情報域外移転について…………… P18
5. 情報漏洩等インシデント発生時の対応措置と法的責任…………… P24

発行日：2023 年 4 月 10 日

2023 年 4 月

＜チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス＞

MIZUHO

中国営業推進部

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・教育（学習塾等） ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・インバウンド ・エネルギー ・標準化推進 ・メタバース ・米国上場/香港上場 ・産業強化 ・環境規制 ・知財保護 ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・税制改革 ・コーポレートガバナンス ・労働者保護		
※1 集団学習	・反腐敗闘争の堅持（第40回2022/6） ・人材による軍の強化（第41回2022/7） ・第二十回党大会の精神の学習（第20期第1回2022/10） ・新時代中国特設主義思想の学習（第20期第4回2023/3）	・資本の健康発展の規範と引導（第38回2022/4） ・新たな発展構造の構築（第20期第2回2023/1） ・基礎研究の強化（第20期第3回2023/2）	・カーボンニュートラル（第36回2022/1） ・中国の人権（第37回2022/2） ・中華文明の歴史の研究の深化（第39回2022/5）
※2 パブコメ	・反スパイ法（第2回）（22/12/30～23/1/28） ・外国国家管轄免除法（22/12/30～23/1/28）	・不正競争防止法（22/11/23～12/22） ・会社法（第2回目修正草案）（22/12/30～23/1/28） ・増値税法（22/12/30～23/1/28） ・金融安定法（22/12/30～23/1/28） ・『三つの弁法と一つの規定』（固定資産貸付管理弁法、流動資金貸付管理弁法、個人貸付管理弁法、プロジェクトファイナンス業務管理規定）（23/1/6～2/6）	・道路自動車両生産参入許可管理条例（22/10/28～11/27） ・社会信用体系建設法（22/11/14～12/14） ・海洋環境保護法（22/12/30～23/1/28） ・商標法改正草案（23/1/13～2/27） ・知財侵害刑事事件法律適用に関する法解釈（23/1/18～3/5）
主な公表済政策等	・中国共産党定款（22/10/22） ・國務院機構改革方案（23/3/10） ・中国人民政治協商會議定款（23/3/11） ・立法法（23/3/13） ・機構設置に関する國務院の通知（23/3/16） ・党と國家機構の改革方案（23/3/16） ・國務院工作規則（23/3/18） ・全党内に調査研究の推進方案（23/3/19）	・外資投資奨励産業目録（2022年版）（22/10/28） ・内需拡大戦略計画綱要（22/12/19） ・企業中長期外債審査登記管理弁法（23/1/5） ・外資投資研究開発センターの奨励措置（23/1/18） ・企業中長期外債借入の審査登記手續指南（23/2/9） ・上場会社証券発行登録管理弁法（23/2/17） ・IPO登録管理弁法（23/2/17） ・国内企業の海外での証券発行及び上場管理弁法（23/2/17） ・独占合意の禁止に関する規定（23/3/10） ・市場支配地位の濫用行為の禁止の規定（23/3/10） ・経営者集中審査規定（23/3/10） ・行政権利の濫用による競争の制限・排除行為の禁止に関する規定（23/3/10）	・データ越境移転安全評価弁法（22/7/7） ・國家標準管理弁法（22/9/9） ・著名人の広告への出演のさらなる規範化に関する指導意見（22/10/31） ・工業と情報化領域のデータ安全管理弁法（試行）（22/12/8） ・データ基礎制度の構築に関する意見（22/12/19） ・公開地図内容表示規範（23/2/6） ・両用品目輸出管理業務の一層の強化（23/2/12） ・個人情報越境標準契約弁法（23/2/22） ・インターネット広告管理弁法（23/2/25） ・証券先物業インターネットと情報安全管理弁法（23/2/27） ・デジタル中国建設計画（23/2/27）

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2022/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2022/1以降）

習近平政権 3 期目の新政府が始動 組織再編で政府に対する党の指導をさらに強化

MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ
アジア調査チーム
主任エコノミスト 月岡直樹
Email: naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp
Tel: 080-1069-6684

<要約>

- ・ 中国で全人代が開催され、習近平氏が国家主席として 3 期目続投を決めた。政府活動報告は 2023 年の実質 GDP 成長率の目標を「+5.0%前後」に設定。「安定第一」の経済運営を目指す。
- ・ 中国共産党は、2 中全会で決めた党と政府の組織再編を実施する。党に中央金融委員会などの意思決定調整機関を設け、政府に対する党の指導をさらに強化。内外のリスクに対処する構え。
- ・ 外部環境が中国経済の逆風となる中、民営企業の活力を取り戻すことが喫緊の課題。習近平国家主席は、民営企業の発展を後押しする姿勢を重ねて表明した。

1. 全人代で新たな政府人事が決定、財政金融政策の継続性を重視した布陣も

中国で第14期全国人民代表大会第1回会議（以下、全人代）が2023年3月5～13日に開催され、中国共産党中央委員会総書記の習近平氏を国家主席に再任し、中共中央政治局常務委員で党内序列2位の李強氏を新たな国務院総理に任命した。習近平氏は、2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会（党大会）で党トップとして3期目続投を決めたのに続き、国家元首としても留任を決めたことになる。一方、2期10年にわたって総理を務めた李克強氏は憲法規定に則って退任した。

国会に相当する立法機関である全人代は年1回、例年3月に開催されているが、今年は5年に1度の改選期に当たることから、新たな政府人事を決定した。習近平氏の国家主席再任と李強氏の国務院総理就任を決めたほか、全人代常務委員長（国会議長に相当）に党内序列3位の趙樂際氏を、諮問機関である中国人民政治協商会議全国委員会（全国政治協商会議）主席に序列4位の王滬寧氏をそれぞれ選出した。国家副主席には、先の党大会で政治局常務委員を退いた韓正氏が就いた（次頁図表1）。

行政府である国務院の人事では、経済政策の立案を担う国家発展改革委員会でトップの主任を務めてきた何立峰氏を副総理の1人に任命しており、同氏が前任の劉鶴氏に代わって経済運営の司令塔的役割を果たすとみられている。一方、党大会で党役職から退いた財政部長の劉昆氏と中国人民銀行（中央銀行）総裁の易綱氏は留任した。市場からは、中国経済の立て直しと金融リスクの回避に向けて財政金融政策の継続性を重視した布陣と好意的に受け止められている。

外交面では、2022年12月に駐米大使から外交部部長に就任した秦剛氏が、兼務のまま国務委員に昇格した。外交を統括する政治局員・中央外事工作委员会弁公室主任の王毅氏の下で外交交渉の実務を担うことになる。また、習近平国家主席は今回、ロシアからの兵器購入を理由に2018年から米国の制裁対象となっている党中央軍事委員の李尚福氏を国務委員兼国防部長に任命しており、人事で米国を意に介さない姿勢を見せた。

2. 「安定第一」の経済運営で成長率「+5.0%前後」の達成を目指す

全人代は2023年の経済政策運営方針も承認し、政府活動報告¹に実質GDP成長率の目標を「+5.0%前後」とすることを明記した（図表2）。2022年は「+5.5%前後」の目標を掲げたものの、ゼロコロナ政策による消費の落ち込みや不動産市況の低迷を受けて+3.0%成長にとどまっていた。ゼロコロナ解除でサービス消費主導による景気回復が見込まれる中での「+5.0%前後」は控えめな目標設定といえるが、李強総理は全人代閉幕後の記者会見²において、「今年の世界経済情勢は全体として楽観できず、不安定、不確定で、予期し難い要素が多い。5%前後の成長実現は、決して容易ではなく、一段と努力する必要がある」と述べ、緊張感を持って経済運営に臨む考えを示した。

成長率以外の経済目標では、消費者物価指数（CPI）の伸びを前年同様の3.0%前後とした。また、都

図表1 全人代で決定された主な政府人事

政府役職	備考	氏名	年齢	中国共産党序列
国家主席	国家元首	習近平	69	総書記、中央軍事委主席
国家副主席		韓正	68	（前・政治局常務委員）
全人代常務委員長	国会議長	趙樂際	66	政治局常務委員（序列3位）
全国政治協商会議主席		王滬寧	67	政治局常務委員（序列4位）
國務院総理		李強	63	政治局常務委員（序列2位）
國務院副総理	筆頭	丁薛祥	60	政治局常務委員（序列6位）
〃		何立峰	68	政治局員
〃		張国清	58	政治局員
〃		劉国中	60	政治局員
国务委員 兼 国防部長	副総理級	李尚福	65	中央委員、中央軍事委員
〃 兼 公安部長	〃	王小洪	65	中央委員
〃 兼 國務院秘書長	〃	吳政隆	58	中央委員
〃	〃	譚貽琴	63	中央委員（女性）
〃 兼 外交部部長	〃	秦剛	57	中央委員
国家発展改革委員会主任		鄭柵潔	61	中央委員
財政部長		劉昆	66	（前・中央紀律検査委員）
商務部長		王文濤	58	中央委員
中国人民銀行行長	中銀総裁	易綱	65	（前・中央候補委員）

（出所）中国人大網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表2 全人代で発表された経済目標と実績値

項目	2023年 （目標）	2022年 （実績）	2022年 （目標）	2021年 （実績）	2021年 （目標）
実質GDP成長率	+5.0%前後	+3.0%	+5.5%前後	+8.4%	+6.0%以上
消費者物価指数(CPI)	+3.0%前後	+2.0%	+3.0%前後	+0.9%	+3.0%前後
都市部新規就業者数	1,200万人前後	1,206万人	1,100万人以上	1,269万人	1,100万人以上
都市部調査失業率	5.5%前後	5.5%	5.5%以内	5.1%	5.5%前後
財政赤字(対GDP比)	3.0% (3.88兆元)	2.8% (3.37兆元)	2.8%前後 (3.37兆元)	3.1% (3.57兆元)	3.2%前後 (3.57兆元)
地方政府专项債発行枠	3.80兆元	4.04兆元	3.65兆元	3.58兆元	3.65兆元
マネーサプライ(M2) 社会融資総額残高	名目GDPの伸び と基本的に一致	11.8% 9.6%	名目GDPの伸び と基本的に一致	9.0% 10.3%	名目GDPの伸び と基本的に一致

（出所）中国人大網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

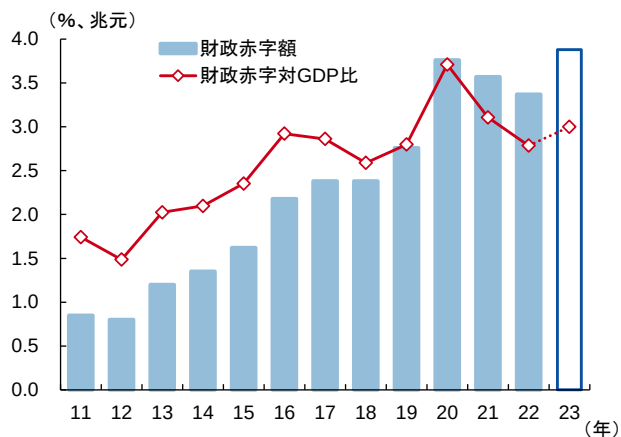
都市部新規就業者数は前年から100万人上乗せして1,200万人前後としたのに対し、都市部調査失業率は厳しい雇用環境をにらんで前年の「5.5%以内」から「5.5%前後」と若干の上振れを容認した。新規就業者数の上乗せは、今年の大卒者・専門学校卒業生が過去最高の1,158万人に達する見込みであることをにらんだものである。中国政府は、若年失業率が高止まり³していることから、若年層とりわけ大卒者・専門学校卒業生の就職支援を最優先課題に据えると強調している。

2023年の経済運営の基本方針は、2022年12月の中央経済工作会议⁴で示されたとおり、前年に引き続き「安定を第一とすること」であり、マクロ政策も「積極的な財政政策」と「穏健な金融政策」という従来の方針を維持する。「質の高い発展を推進」し、ゼロコロナ下で落ち込んだ「市場の自信を大いに高めて、内需拡大戦略の実施と供給サイド構造改革の深化を有機的に結合」させ、成長・雇用・物価の安定を最優先とし、金融リスクを防止・解消して、「経済運行の全体的な好転」を図るとしている。科学技術政策においては「自立自強」を図るために「新型举国体制」を構築し、「コア技術の開発で政府に組織的役割を發揮させる」としており、ハイテク技術の研究開発に対する党・政府の関与をこれまで以上に強める考えを強調している。

「積極的な財政政策」は、財政支出の規模を適度に拡大させて景気下支えを図る一方で、悪化する地方財政と地方債務リスクに目配りする姿勢を示している。中央と地方を合わせた一般公共予算（一般会計に相当）の支出は前年比5.6%増の27.5兆元とし、財政赤字を前年から5,100億元増やして3.88兆元（対名目GDP比3.0%）とする（図表3）。ただ、コロナ対策として実施されてきた税制優遇措置については「延長すべきものは延長し、最適化すべきものは最適化する」とのみ明記し、具体策には言及しなかった。インフラ投資の原資となる地方政府专项債（レベニュー債）の発行枠は3.8兆元で、前年当初予算（3.65兆元）から積み増しているが、前年の発行実績（4.04兆元）に比べると少ないことから、成長率の押し上げ効果は限定的とみられる。一方、税制改革の目玉である房地產税（不動産税）については言及しなかった。房地產税は日本の固定資産税に当たり、全人代が2021年10月に試験導入を決めていたが、2022年は景気減速を受けて財政部が試験導入の年内実施を見送っていた⁵。

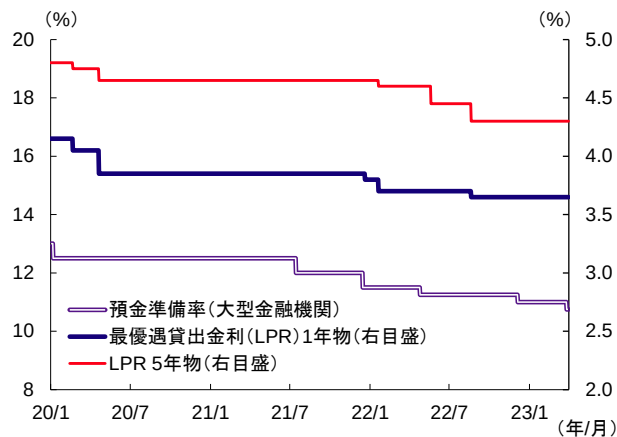
「穏健な金融政策」は、前年同様のやや緩和的なスタンスを継続し、「広義の通貨供給量（マネー

図表3 中国の財政赤字



（出所）中国財政部、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表4 中国の指標金利・預金準備率



（出所）中国人民銀行、全国銀行間同業拆借中心、CEICより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

サプライ）と社会融資規模の伸びを名目GDPの伸びと基本的に一致させ」て、実体経済を下支えする。中国人民銀行は2021年12月以降、景気の減速に対応して金融政策をやや緩和的なスタンスにシフトしており、2023年2月までに銀行貸出の参考指標である最優遇貸出金利（LPR）の1年物を0.2%Pt（3.85%⇒3.65%）、住宅ローンの参考金利ともなっている5年物を0.35%Pt（4.65%⇒4.30%）引き下げ、預金準備率も大型金融機関で1.0%Pt（12.0%⇒11.0%）引き下げている（前頁図表4）。同行の易綱総裁は全人代を前にした記者会見⁶で追加の金融緩和策について問われ、足元の「実質金利の水準は適切である。預金準備率の引き下げで長期の流動性を提供することは、実体経済を支持するもので、総合的に考慮して有効な方法である」と指摘した。追加の金融緩和は、米国との金利差拡大につながる利下げよりも、流動性を供給する預金準備率引き下げの方が望ましいとの考えを表明した形である。実際に中国人民銀行は3月17日、預金準備率を同27日から0.25%引き下げるとを発表した。

今回の政治活動報告は、2022年および習近平政権2期目となる過去5年の実績と成果を誇示することに重点が置かれ、新たな消費刺激策や減税などの具体的な施策には踏み込まなかった。退任が決まっていた李克強氏が報告を行っており、後任総理に政策決定を委ねる配慮もあったと考えられる。そのため、具体的な経済対策は、李強氏が今後主催することになる定例の国務院常務会議で打ち出されることになろう。

3. 党と政府の組織再編を実施、キーワードは「安全」と「自立自強」

中国共産党は、2023年2月26～28日に開催した第20期中央委員会第2回全体会議（2中全会）において『党と国家機構の改革方案』⁷を決定し、これを受けて全人代は『国家機構の改革方案』を承認した。

図表5 党・政府の組織再編の主な内容

所属	組織	再編方法・職責
党中央	中央金融委員会	新設 金融の安定と発展を指導。国務院金融安定発展委は廃止
	中央金融工作委員会	新設 金融当局・金融機関の組織建設と規律強化を指導
	中央科技委員会	新設 技術革新体系の建設と科学技術戦略の策定を指導。実務は国務院の科学技術部が担う
	中央社会工作部	新設 陳情対応の指導、党組織を通じた基層社会や業界団体への指導、各種経済社会組織における党組織設置の指導を担う
	中央香港マカオ工作弁公室	新設 国務院香港マカオ事務弁公室を移管。対外的に国務院香港マカオ事務弁公室の呼称も使用
国務院	科学技術部	再編 技術革新の戦略立案や体制構築、資源配分管理などに特化した組織へと再編
	国家金融監督管理総局	新設 中国保険監督管理委を改組。中国人民銀行と中国証券監督管理委から一部職責を移管。資本市場以外の金融監督を担う
	中国証券監督管理委員会	格上げ 国務院直屬事業単位から国務院直屬機構へと格上げ。国家発展改革委から企業債券発行審査の職責を移管
	国家データ局	新設 党中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室と国家発展改革委から一部職責を移管。データ共有・利活用の推進やデジタル経済の建設を担う。国家発展改革委の管轄下に置かれる
	国務院香港マカオ事務弁公室	移管 党中央に移管（呼称のみ保留）
	中国銀行保険監督管理委員会	廃止 国家金融監督管理総局に改組
	国家農村振興局	廃止 農業農村部に職責を移管

（出所）中国人大網、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

改革は党と政府の組織再編を行うもので、党に中央金融委員会や中央科技委員会などの意思決定調整機関を、国務院に国家金融監督管理総局や国家データ局などの行政機関を新設する（前頁図表5）。習近平政権2期目がスタートした5年前に続く組織再編で、政府に対する党の指導をさらに強化する。

今回の組織再編における重要なキーワードは「安全」である。まず金融の安全については、党中央に金融分野の重要政策を指導する中央金融委員会と金融当局・金融機関の組織建設・規律強化を指導する中央金融工作委員会を設けて金融システムへのコントロールを強め、国務院に国家金融監督管理総局を新設して金融監督行政の一元化を進める。同総局は銀行業と保険業を監督する中国保険監督管理委員会の組織・職責を引き継ぐほか、中国人民銀行から金融持株会社の監督権限と消費者保護の職責を、中国证券監督管理委員会から投資家保護の職責を移管する。これにより、金融機関への監督を強化し、金融リスクの防止を図る。国務院直属に格上げされる中国证券監督管理委員会は、引き続き証券業界の監督を担う。

これに合わせて金融行政の地方組織も再編する。地方の金融行政はこれまで、各地方政府が所管する金融工作局・金融弁公室と中央当局の出先機関が並立する形となっていたが、これを国家金融監督管理総局や中国证券監督管理委員会の出先機関に統合する。また、中国人民銀行は地方に張り巡らされた支店を31の省・直轄市・自治区と計画単列市⁸（大連、青島、寧波、アモイ、深圳）ごとに整理し、末端の県級市（県レベルの市）の支店を廃止する。この再編には、中央からの指導・指示が行き届きやすい体制を構築し、金融リスクを未然に防止するとともに、有事の際に中央の迅速な介入を可能とする狙いがあると考えられる。

次に国家と社会の安全である。党組織を通じた基層社会や業界団体への指導を強化し、フレキシブルワーカーなど新形態の就業者集団を含む様々な経済社会組織における党組織の設置を加速させるため、党に中央社会工作委員会を新設する。また、国務院の組織であった国務院香港マカオ事務弁公室を党に移管する形で中央香港マカオ工作弁公室を新設する。中国政府は2020年6月に『香港国家安全維持法』を施行し、香港社会に対する統制を強めているが、香港・マカオ政策を党中央の直轄とすることでコントロールをさらに固める狙いがあるとみられる。

今回の組織再編におけるもう一つのキーワードは「自立自強」である。科学技術の国家戦略を統一的に指導する党組織として中央科技委員会を新設し、国務院の科学技術部を技術革新の戦略立案、体制構築、資源配分管理に特化した組織へとスリム化する。国務院はその狙いについて、「国際科学技術競争と外部からの封じ込め・抑圧という厳しい情勢と向かい合うには、必ず科学技術の指導および管理体制をさらに整理し、科学技術力をカギとなるコア技術の難関攻略により良く統一調整し、高水準の科学技術の自立自強の実現を加速しなければならない」と説明している⁹。米中デカップリングを強く意識していることは明らかであり、党が全面的に関与する形で「新型挙国体制」を構築し、ハイテク技術の国産化を急ぐ構えである。

この2つのキーワード以外で注目すべき再編は、国家データ局の新設である。インターネットを管理する党中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室から公共サービス・社会ガバナンスの情報化、スマートシティ建設の促進、国家重要情報の開発利用・共有などの職責を、国務院の国家発展改革委員会からデジタル経済の発展、ビッグデータ戦略の実施、デジタルインフラの建設などの職責を移管して設立するもので、国家発展改革委員会の管理下に置く。データの重要性がますます高まる中、データ

の利活用とデジタル経済社会の建設を加速させる狙いがある。データセキュリティについては、これまでどおり党中央ネットワーク安全情報化委員会弁公室が所管する。

なお、今回の組織再編では、国務院を含む中央国家機関の定員を一律5%減らすことを決めており、政府のスリム化も進める。定員減で余剰となった人員は5年かけて調整するとしている。

5年前の組織再編では、党中央の指導小組を格上げする形で中央全面改革深化委員会、中央ネットワーク安全情報化委員会、中央財經委員会、中央外事工作委員会を新設したほか、国務院の国家新聞出版署（国家版權局）を党中央宣伝部に、国家宗教事務局と国家僑務弁公室（海外華僑に関する事務を担当）を党中央統一戦線部に移管するなど、党の指導を大幅に強化する大規模な改革を行った。加えて、習近平氏はこうした党中央の各委員会の主任を兼務することで、各政策分野において実質的に意思決定権を握った。

今回の組織再編は5年前に比べて小規模ではあるが、党と政府の一体化が一層進むことになる。新設される委員会の主任にはやはり習近平氏が就く可能性が高く、各委員会の事務方トップである委員会弁公室主任に誰が就くのが注目される。

4. 外部環境が中国経済の逆風となる中、民営経済を支える姿勢を重ねて表明

習近平国家主席は、全人代と同時期に開催された全国政治協商会議の分科会において演説し、過去5年間で「米国をはじめとする西側諸国がわが国に対して全方位の封じ込め、包囲、抑圧を実施しており、わが国の発展にいまだかつてない厳しい挑戦をもたらしている」と発言した¹⁰。米国を名指ししつつ厳しい対外情勢認識を示し、商工会代表の委員らに対し一致団結して「厳しい挑戦」に立ち向かうよう求めた。

その一方で、同じ委員らを前に「2つのいささかも揺るがず」¹¹を堅持して民営経済の発展を後押しする姿勢を重ねて表明し、プラットフォーム規制がもたらした市場懸念の払拭を図っている。習氏は「法に則って民営企業の財産権と民営企業家の権益を保護し、制度と法律の面から国有企業と民営

図表6 全人代における要人の主な発言

発言者	場面	発言内容
習近平 国家主席	全国政治協商会議分科会(3/6)	● 米国をはじめとする西側諸国がわが国に対して全方位の封じ込め、包囲、抑圧を実施しており、わが国の発展にいまだかつてない厳しい挑戦をもたらしている ● われわれは終始、民営企業と民営企業家を身内とみなしており、民営企業が困難に直面した時は支援し、民営企業が戸惑っている時は指導しなければならない
〃	全人代閉幕式(3/13)	● 今世紀半ばまでに社会主義現代化強国を全面的に完成させ、中華民族の偉大な復興を全面的に推進することは、全党・全国人民の中心任務である ● 国を治めるには先に党を治めなければならない、党が興って初めて国は強くなる。強国建設を推進するには、中国共産党の指導と党中央の集中統一指導を堅持しなければならない
李強 総理	記者会見(3/13)	● 今年の世界経済情勢は全体として楽観できず、不安定、不確定で、予期し難い要素が多い。5%前後の成長実現は、決して容易ではなく、一段と努力する必要がある ● 雇用問題の解決で最も根本的なことは、経済発展が必要ということである。今年の大卒者は1,158万人と見込まれ、雇用には重圧だが、発展にとっては盛んな活力の注入となる
秦剛 外交部長	記者会見(3/7)	● 米国の対中認識には深刻な偏りがあり、中国を最大のライバル、地政学的挑戦としている。封じ込め・抑圧は米国を偉大にもしないし、中国の復興への歩みを阻止することもできない ● 米国が台湾海峡の平穏無事を望むのであれば、「台湾をもって中国を制する」ことを止め、「1つの中国」の原則に立ち戻り、明確に「台湾独立」に反対し制止すべきである
易綱 人民銀総裁	記者会見(3/3)	● 足元、実質金利の水準は適切である。預金準備率の引き下げで長期の流動性を提供することは、实体经济を支持するもので、総合的に考慮して有効な方法である

（出所）中国共産党新聞網、中国政府網より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

企業を平等に処遇」して、「民営経済と民営企業の発展と強大化を奨励・支持する」と強調したほか、「われわれは終始、民営企業と民営企業家を身内とみなしている」とまで言い切った。

この演説は、習近平政権が置かれている現状を端的に示したものだといえる。米中対立の構図は当面解消しそうもなく、米国による先端技術製品の輸出規制強化やサプライチェーンの脱中国化の動きが中国経済にとって大きなリスクとなっている。党と政府の組織再編の動きからも明らかなように、習近平政権は党の指導を強化することで国内外のリスクに対処する構えだが、ハイテク技術の「自立自強」を推し進め、同時に経済の安定成長を実現するためには、民営企業が持つイノベーション力と活力が欠かせない。民営企業の活力と市場の信頼を取り戻すことが、3期目をスタートさせた習政権にとって喫緊の課題となっている。

以上

¹ 中国政府網、2023年3月14日 http://www.gov.cn/premier/2023-03/14/content_5746704.htm

² 中国政府網、2023年3月13日 http://www.gov.cn/zongli/2023-03/13/content_5746555.htm

³ 若年失業率の高止まりについては『中国の若年失業率は高止まりへ—新卒急増で就職環境は一段と厳しく—』（Mizuho RT EXPRESS、2022年7月22日）参照

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/express/2022/express-as220722.html>

⁴ 中央経済工作会議については『経済正常化を目指す 2023 年の中国—重要会議で「ウィズコロナ」下の経済政策を決定—』（みずほインサイト、2022 年 12 月 26 日）参照

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/research/insight/2022/insight-as221226.html>

⁵ 人民網、2022 年 3 月 16 日 <http://finance.people.com.cn/n1/2022/0316/c1004-32376650.html>

⁶ 中国政府網、2023 年 3 月 3 日 http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/03/content_5744366.htm

⁷ 中国共産党新聞網、2023 年 3 月 16 日 <http://cpc.people.com.cn/n1/2023/0316/c64387-32645744.html>

⁸ 計画単列市とは、经济管理において省級の権限を与えられた都市で、本文括弧内の 5 都市が指定されている

⁹ 中国政府網、2023 年 3 月 8 日 http://www.gov.cn/guowuyuan/2023-03/08/content_5745356.htm

¹⁰ 中国共産党新聞網、2023 年 3 月 7 日 <http://cpc.people.com.cn/n1/2023/0307/c64094-32638352.html>

¹¹ 「2つのいささかも揺るがず（両个毫不动摇）」とは、①公有制経済をいささかも揺るがず強固にして発展させること、②非公有制経済の発展をいささかも揺るがず奨励・支持・誘導すること、を意味し、中国経済にとって国有経済と民営経済いずれも重要であることを強調したスローガン

中国の産業強化策について ～「品質強国建設綱要」を中心に～

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email: yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel: 03-5220-8729

<要約>

- 中国では質の高い発展を目指す産業政策の一つとして、これまで進めてきた製造強国に続き、2023年2月に「品質強国建設綱要」が公布された。
- 中国では有力中小企業（専精特新“小巨人”）の育成施策を強化しており、今後も政府の財政支援などで更なる成長が見込まれ、品質強国建設の下支えをしていくと見られる。
- 産業のデジタル転換（DX）も含め、品質強国建設は質の高い産業需要と市場拡大に資するもので、各分野において新たなビジネスチャンスが期待される。

1. はじめに

昨年に開かれた中国共産党第20回全国大会と今年春に閉幕した全国人民大会において経済発展を最重要政策課題とすると同時に質の高い発展（高質量発展）を目指すことが強調された。質の高い発展とは経済・産業だけではなく、社会全般にわたる革新、協調、グリーン、開放、共有の統合的な発展を目指すものであり、2035年までの中国式現代化の建設と実現に必要不可欠な取り組みとして、今後の中国の経済成長と社会の発展を見る上でも最も重要なキーワードになることは間違いないであろう。各分野への政策的ベクトルは、基本的に産業チェーン・サプライチェーンの強靱化を目指し、製造強国、品質強国、宇宙強国、交通強国、サイバー強国、デジタル・チャイナの建設に取り組んでいくことが謳われている。

そうした中で「品質強国建設綱要」という産業分野にフォーカスした重要政策が今年2月6日に公布された。これまでも品質向上を図る政策や計画などが数多く出ている（図表1のNo.18）が、品質強国を銘打った政策文書としては初めてであり、「中国製造から中国創造へ、中国スピードから中国品質へ、中国製品から中国ブランドへの転換を図る重要政策として詳細な政策目標と多数の重点取り組み事業が明示されている。本稿は、この「品質強国建設綱要」を手がかりに、政策の注目点を取り上げ、これまでの発展成果と課題などを検討したうえで、今後の政策効果と市場動向を展望したい。

図表1 ここ10年における品質強化に関する中国の政策展開動向

No.	時間(年月)	機関名称など	政策名称、政策動向
1	2012年2月	国务院	「品質発展綱要(2011～2020年)」公布
2	2013年12月	政府関係部門	第一回中国品質賞授賞式が北京で開催、王勇国務委員が出席、授賞
3	2014年5月	習近平総書記	河南省視察時に「三つの転換」(中国製造から中国創造へ、中国速度から中国品質へ、中国製品から中国ブランドへ)を提起
4	2015年5月	国务院	「中国製造2025」公布
5	2015年11月	国务院	「新消費の引率作用を積極的に発揮し、迅速に新供給・新動力を育成することに関する指導意見」で品質強国戦略を提起
6	2016年3月	全人代	第13次5か年計画で製造強国・品質強国の建設目標を提起
7	2016年4月	国务院辦公庁	「品質発展綱要の貫徹実施2016年行動計画」公布
8	2017年9月	党中央、国务院	「品質向上行動の展開に関する指導意見」公布、同年より5月10日を「中国ブランド日」に指定
9	2018年2月	国家統計局	「2017年統計公報」において製造業製品品質合格率を「品質効果改善指標」に組み入れ
10	2019年8月	工信部	「製造業の製品とサービスの品質向上促進に関する実施意見」公布
11	2020年12月	中央經濟工作會議	品質向上行動の深化推進を強調
12	2021年3月	工信部	「工業品質ブランド建設事業の完全遂行に関する通知」公布
13	2021年5月	工信部	「製造業のデジタル化管理実施指南」公布
14	2021年9月	党中央、国务院	「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」公布
15	2021年10月	党中央、国务院	「国家標準化発展綱要」公布
16	2022年7月	發改委、工信部、科技	「“国家標準化発展綱要”貫徹実施行動計画」公布
17	2022年8月	国务院辦公庁	「国家品質強国建設協調推進指導グループの設立に関する通知」公布
18	2023年2月	党中央、国务院	「品質強国建設綱要」公布

資料) 中国政府、中国質量発展研究院WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

2. 「品質強国建設綱要」の主旨と政策概要

「品質強国建設綱要」は、中国の最高レベルの政策文書として党中央・国務院より公布されたが、その冒頭において、その目的を「品質強国建設は質の高い発展を図り、わが国経済の大から強への転換を促すための重要な措置で、人民のよりよい生活への欲求を満たす重要な経路である。品質強国建設を統一に進め、わが国の品質の全体的レベルを全面的に高めるため」ともしている。また政策制定の背景と意義などについても言及され、「新たな情勢・要求を前にして、必ず発展の立脚点を品質と効率の向上に移し、技術・規格・ブランド・品質・サービスなどを核心とする経済発展の新たな優位性を育み中国製造から中国創造への転換、中国速度から中国品質への転換、中国製品から中国ブランドへの転換を図り、品質強国建設を揺るぎなく推し進めなければならない。」と強調した。

政策の主要な目標については、「2025年までに、品質の全体的レベルを全面的に高め、中国ブランドの影響力を引き上げ、人民大衆の品質への達成感、満足度を高め、品質が持つ経済社会発展の促進作用を前面に出して品質強国建設で一定の成果を収める。2035年までに、品質強国の建設の基礎を一層強固にし、先進的品質文化を広め、品質とブランドの総合力をより高いレベルに到達させる」と、2段階の目標を掲げており、2年後に控える2025年までの目標についてはかなり詳細に記載され、数値目標も盛り込まれている（図表2）。

図表2 中国の「品質強国建設綱要」における主要政策目標

【2025年までの発展目標】
◆2025年までに、品質の全体的レベルを一段と全面的に高め、中国ブランドの影響力を着実に引き上げ、人民大衆の品質への達成感、満足度を明らかに高め、品質が持つ経済社会発展の促進作用を一層前面に出して、品質強国づくりでひとまずの成果を収める。 ⇒経済発展の質・効率を明らかに引き上げる。経済構造を一層最適化し、イノベーション能力を著しく引き上げ、近代的経済システムづくりで重大な進展を収め、単位GDP当たりの資源・エネルギー消費をたえず引き下げ、経済発展の新しいエネルギーと品質の新たな優位性を著しく強める。 ⇒産業の品質競争力を持続的に増強する。産業の発展を制約している品質のネックをたえず突破し、産業チェーン・サプライチェーンの全体的近代化水準を著しく高め、第1、2、3次産業の品質・効率を着実に高め、農業の生産標準化の普及率を着実に引き上げ、製造業競争力指数(CIP)を86に到達させ、サービス業の供給において産業の転換・高度化と個人消費高度化の必要を効果的に満たし、品質競争型産業の規模を著しく拡大し、牽引力を持つ、品質の卓越した一群の産業クラスターを完成させる。 ⇒製品、工事、サービスの品質水準を著しく引き上げる。品質の供給と需要を一層マッチさせ、農産物の品質・安全定例監視(モニター)合格率と食品の抜き取り検査合格률을共に98%以上にし、製造業の製品品質合格率(RPQ)を94%にし、工事品質抜取検査(スポットチェック)基準適合率をたえず高め、消費財の品質合格率によって高品質の生活の必要を効果的に支え、サービスの品質満足度を全面的に引き上げる。 ⇒ブランドづくりでより大きい進展を収める。ブランドの育成・開発・強化のための仕組みと支援制度を一層整備し、ブランドづくりの水準を著しく高め、企業がブランドづくりを競い、大衆がブランドを信頼する社会の空気を一層濃厚にし、品質が優れ特色のはっきりしたブランドのリーダー企業を持続的に輩出させ、品質が筋金入りで強みの明らかな中国ブランドを作り上げる。 ⇒品質インフラを一層近代的・高効率にする。品質インフラの管理体制・仕組みを一層整備し、配置を一層合理的にし、計量、規格、認証・認可、検査・測定などにおいてより高い水準の協同(コラボ)による発展を実現し、若干の国家級品質規格実験室を完成させ、高効率で実用的な一群の品質インフラ統合サービス基地を築く。 ⇒品質ガバナンスシステムを一層完備させる。品質の政策法規を一層整備し、品質の監督システムをより完備させ、重大な品質安全性リスクの予防・制御メカニズムを一層効果的にし、品質管理水準を普遍的に高め、品質人材の陣容を持続的に強大にし、品質専門技術者の構成と数を現代の品質管理により良くマッチさせ、国民の品質に関する素養をたえず高め、品質開発の環境を一層最適化する。
【2035年までの発展ビジョン】
◆2035年までに、品質強国づくりの基礎を一層強固にし、先進的品質文化が広まって盛んになり、品質とブランドの総合力をより高いレベルに到達させる。

資料) 中国共産党中央、国務院(2023.2)「品質強国建設綱要」より抜粋作成。

主要な政策任務については、①経済の品質・効率的発展を図ること、②産業の品質競争力を高めること、③商品品質のランクアップ・高度化を加速させること、④建設工事の質を引き上げること、⑤高品質なサービスの供給を増やすこと、⑥企業の品質とブランドによる発展能力を強化すること、⑦ハイレベルな品質のインフラを構築すること、⑧品質管理（TQM）の近代化を進めること、の8点が具体的に明記されている（図表3）。さらに政策の実効性を高めるため図表4にみる6大実施プロジェクトを提起している。

図表3 中国の「品質強国建設綱要」における主要な政策任務

経済の品質・効率型発展を図る	⇒品質開発のイノベーションエネルギーを増強する。 ⇒品質開発のイノベーションエネルギーを増強する。 ⇒品質開発の利便性（人民に利益・恩恵を与える）を強める。
産業の品質競争力を高める	⇒産業基盤の品質による支えを強化する。 ⇒産業品質の競争レベルを引き上げる。 ⇒産業クラスターの品質けん引力を引き上げる。 ⇒地域の品質発展のための新たな優位性をつくる。
商品品質のランクアップ・高度化を加速させる	⇒農産品・食品・薬品の品質安全レベルを引き上げる。 ⇒消費財の供給品種を最適化する。 ⇒工業品の品質のミドル・ハイエンドへのまい進を後押しする。
建設工事の質を引き上げる	⇒工事の質の保障を強化する。 ⇒建築材料の品質レベルを引き上げる。 ⇒中国建造（建設版のメードインチャイナ）の高度化版を打ち立てる。
高品質なサービスの供給を増やす	⇒生産者サービスのプロフェッショナル化レベルを引き上げる。 ⇒生活サービスの品質の高度化を促進する。 ⇒公共サービスの品質と効率を引き上げる。
企業の品質とブランドによる発展能力を強化する	⇒品質技術の革新応用を加速させる。 ⇒全面的な品質管理レベルを引き上げる。 ⇒国内外で有名なブランドを創設する。
ハイレベルな品質インフラを構築する	⇒品質インフラ管理を最適化する。 ⇒品質インフラ能力づくりを強化する。 ⇒品質インフラサービスのパフォーマンスを引き上げる。
品質管理（QM）の近代化を進める	⇒品質法整備の強化。 ⇒品質政策制度の整備。 ⇒品質監督（規制）効果の最適化。 ⇒品質の社会的共同管理の推進。 ⇒品質の国際協力強化。

資料）中国共産党中央、國務院（2023.2）「品質強国建設綱要」より抜粋作成。

図表4 「品質強国建設綱要」による6大実施プロジェクト

①地域品質開発モデル事業	⇒効果品質イノベーション先導区を建設する。 ⇒品質強国手本都市を建設する。 ⇒品質・ブランド向上モデル区を設立する。
②重点製品品質階段登攀事業	⇒コア基礎素材分野。 ⇒基礎部品およびデバイス。 ⇒重点消費財 ⇒重大技術設備分野。
③建設工事品質管理昇級事業	⇒建設工事の品質管理の標準化を推進する。 ⇒工事品質の責任追跡を厳格化する。 ⇒見本工事のモデル事業を進める。
④サービス品質向上事業	⇒良質サービス標準建設アクションを展開する。 ⇒サービス品質のモニタリング評価を推進する。 ⇒サービス品質向上プランを実施する。
⑤中国ブランド建設事業	⇒中国精品育成アクションを実施する。 ⇒ブランド建設ソフトパワーを高める。 ⇒「中国ブランド日」シリーズ活動をよりよく行う。
⑥品質インフラのグレードアップ・効果向上事業	⇒品質技術機構能力のアップグレードを進める。 ⇒国家級品質標準実験室を建設する。 ⇒品質インフラ施設集約サービス基地を建設する。 ⇒技術的貿易措置公共サービスの整備・完全を行う。

資料）中国共産党中央、國務院（2023.2）「品質強国建設綱要」より抜粋作成。

なお、政策実施に当たっては品質強国戦略を掘り下げて実施し、品質第一の意識、品質政策の整備、総合的品質管理の強化、品質の変革・イノベーションの促進により、製品・工事・サービスの質的向上、ブランドづくり、産業の品質競争力の増強、経済発展の質・効率の向上および国民の品質に関する素養の向上に注力し、国際的な先進的技術・ルール・規格と積極的に連結し、全方位で品質強国を建設していくことが要請されている。

3. 中国製造業に関する品質発展の成果と課題

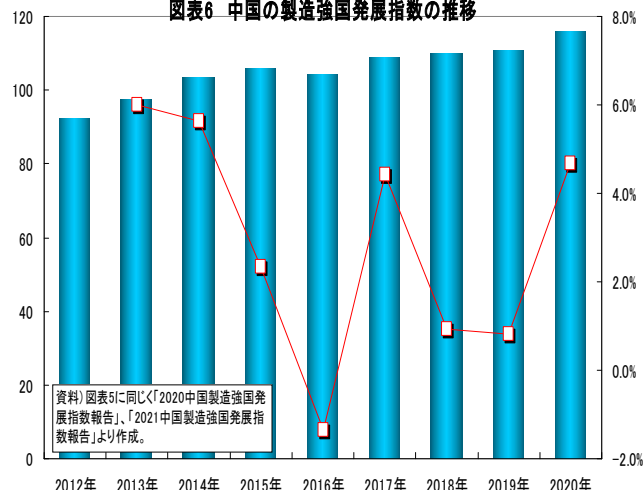
2015年以降において、中国が特に製造業の高品質の発展に力を入れてきたことは「中国製造2025」を主とする関連政策の交付実施からも伺えるが、中国工程院戦略諮詢中心、国家工業信息安全發展研究中心を主とした政府系シンクタンクによって作成・公表された「中国製造強国發展指数報告」を通じて発展の成果と課題を見ることができる。同製造強国評価指数のデータ項目と順位付けは図表5の通りとなっている。その「一級指標」として、發展規模、品質効率、構造改善、持続發展性の4つがある中で、「品質効率」の順位が1位に配置され、これの「二級指標」にかかる項目には品質指数、一国製造業の世界有名ブランド商品の品目数、製造業付加価値比率、製造業全員労働生産性、製品販売の利潤率の5つがある。發展目標を除く他の2つの一級指標も構造改善、持続發展性も質の高い發展の趣旨に沿う内容になっており、中国の品質強国の發展の現状を見るうえで参考となろう。

図表5 「製造強国」評価指標の構成項目と順位付け

一級指標			二級指標		
指標名	ウェイト	ウェイト順位	詳細指標	ウェイト	ウェイト順位
発展規模	0.1951	4	製造業付加価値	0.1287	1
			世界輸出総額に占める製造業輸出のシェア	0.0664	9
品質効率	0.2931	1	品質指数	0.0431	11
			一国製造業の世界有名ブランド商品の品目数	0.0993	2
			製造業付加価値比率	0.0356	13
			製造業全員労働生産性	0.0899	3
			製品販売の利潤率	0.0252	14
構造改善	0.2805	2	ハイテク製品貿易競争優位指数	0.0689	7
			基礎産業付加価値の世界シェア	0.0835	4
			世界500社の売上高に占める割合	0.0686	8
			製造業付加価値に占める設備製造業の比率	0.0510	10
			象徴的製品の産業集中度	0.0085	18
持続発展性	0.2313	3	製造業付加価値単位当たりの発明特許授権数	0.0821	5
			製造業R&D投資水準	0.0397	12
			製造業従業員に占める研究開発従事者の割合	0.0132	15
			製造業付加価値単位当たりのエネルギー消費量	0.0748	6
			工業固形廃棄物リサイクル比率	0.0116	16
			情報化発展指数(IDI)	0.0099	17

資料) 中国工程院戦略諮詢中心、国家工業信息安全発展研究中心など「2020中国製造強国発展指数報告」、「2020中国製造強国発展指数報告」より作成。

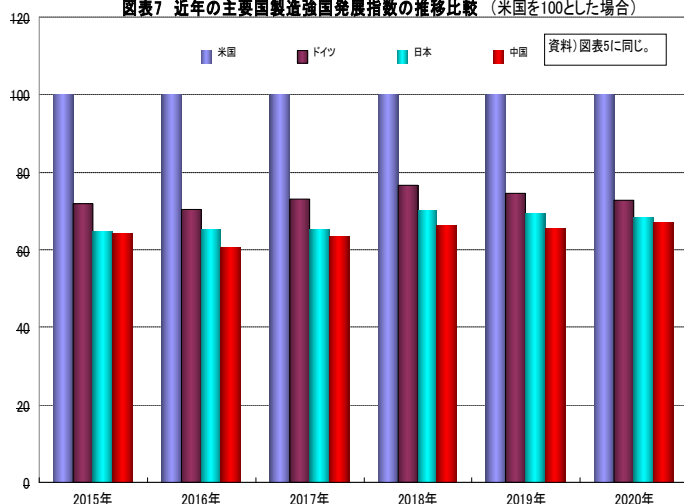
図表6 中国の製造強国発展指数の推移



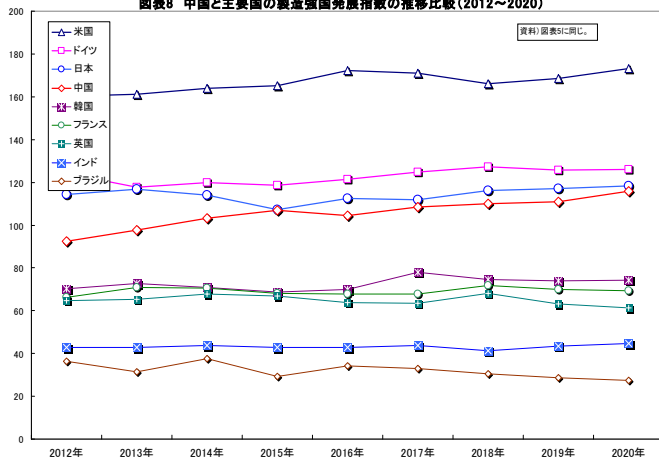
図表 6 は、中国の製造強国発展指数となるが、2012 年から 2020 年（2016 年除く）まで基本的に上昇し続けているが、前年比でみると 2013～2014 年が最も大きく伸びており、2017 年と 2020 年がこれに次ぐ伸び率になっており、中国の製造強国指数は順調に伸びていると言える。また主要 4 国の比較でみても、中国の製造強国発展指数が米独日 3 国との格差が縮小に転じている（特に日独との格差縮小が明確になっている）が、アメリカとの格差が依然大きい。（図表 7）なお主要 9 国の製造強国発展指数の推移（図表 8）によれば、中国の製造強国総合指数は上昇傾向を保っており、先進国の日本にも肉薄している。

しかし、図表 9 に示す直近 2 年（2019 年、2020 年）の一級指標の 4 項目（規模、品質、構造、持続可能性）の中で、中国が規模発展指数では他の主要 8 国より大きく秀でているのに対して、品質効率指数では米日仏独英韓の先進国に明確に劣後している。なお図表を省略するが、中国の製造強国発展指数に最も大きく寄与したのはやはり規模発展指数（2020 年は 50%）であるのに対し、寄与が小さいのは品質効率指数となっている。（2020 年は前年度より 0.2 ポイント増

図表7 近年の主要国製造強国発展指数の推移比較（米国を100とした場合）



図表8 中国と主要国の製造強国発展指数の推移比較(2012～2020)



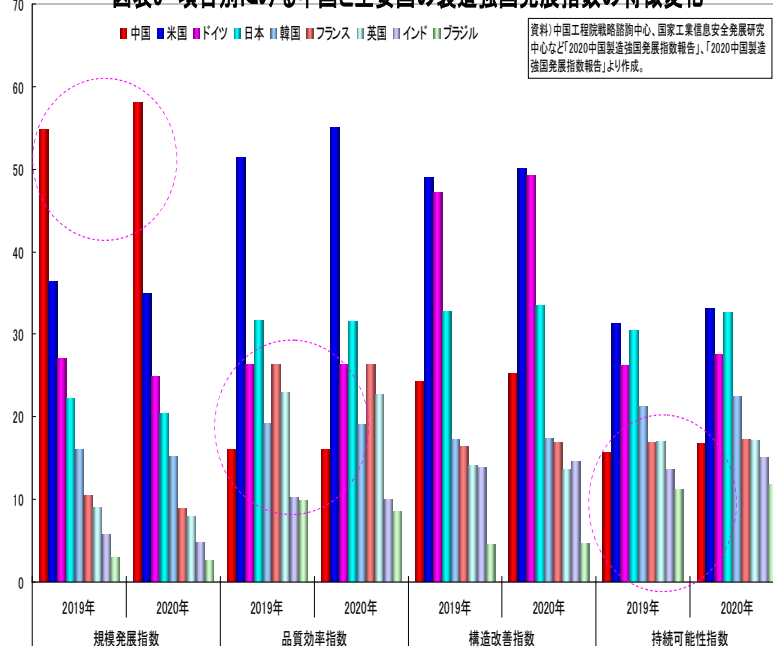
えて14%。なお構造改善指数と持続可能性指数はそれぞれ22%と14%)。

これこそが中国製造業の克服すべき課題であり、また容易には改善が難しく、長い時間を要せざるをえないのが実態である。この点に関して中国工程院の専門研究誌に掲載された合同執筆研究論文¹でも指摘がされている。タイトルからもわかるように、同論文はもっぱら中国の製品技術のレベルアップを課題とするもので足元の中国製造技術が抱える課題として以下の3点が指摘されている。①中国製造業は世界一の規模である一方、品質効率の引き上げがまだ大きく求めら

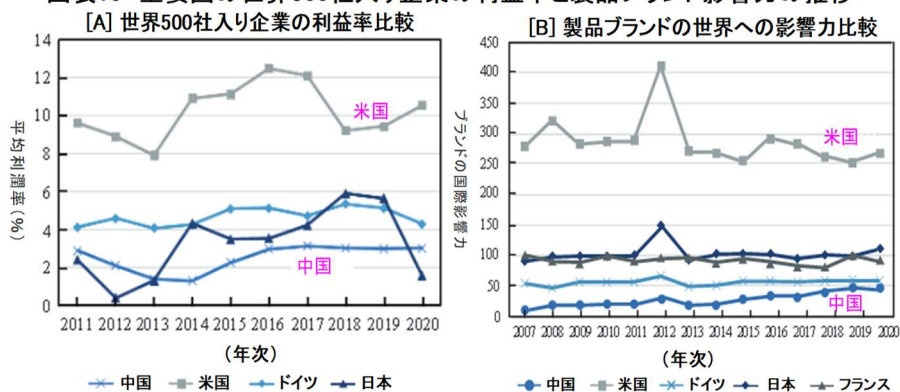
れ、主要先進国と比べて世界500社入りの企業の利益率では中国は長年最も低い水準に留まっていること(2020年のみ日本を超えた。図表10の[A])、②製品ブランドの国際影響力も先進4か国よりも低い水準であり(図表10の[B])、技術向上によるブランド認知度の引き上げが急務であること、③産業チェーン、サプライチェーンのグ

レードアップが強く求められており、32%の重要素材の国内生産はまだ空白状態で、半導体を含む52%のキー素材が輸入依存の状況であること(2018年に全国30余社の大中型企業に対して実施された工信部のアンケート調査)。これらが今般の政策強化の原因や背景でもあることは言うまでもない。

図表9 項目別にみる中国と主要国の製造強国発展指数の特徴変化



図表10 主要国の世界500社入り企業の利益率と製品ブランド影響力の推移



資料) 林忠欽など「我国優質製造技術体系建設研究」、『中国工程科学』2022年第2期より加工引用。

4. 発展途上にある有力中堅“専精特新”企業の育成成果

一方、製造業の実力増強、品質製造強国への取り組みでは、中小企業の育成促進(“専精特新”(専門、精密、特徴、新鋭))で成果を上げてきたことは注目されている。同企業育成促進政策の展開は2012年の国务院の通達から始まっているが(図表11)、中央政府と地方政府は財政補助や株式上場などの手段を通

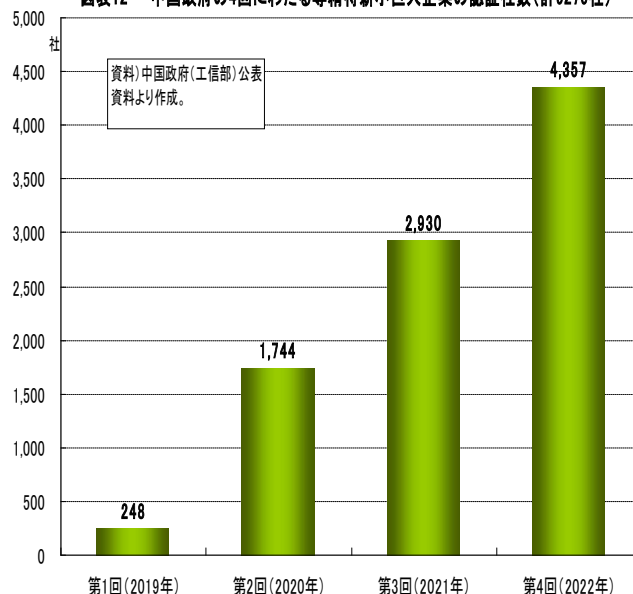
¹ 林忠欽、奚立峰、夏唐斌、赵亦希、潘尔顺、李艳婷「我国優質製造技術体系建設研究/Development of Technology System for High-Quality Manufacturing in China」、『中国工程科学』2022年第2期。

図表11 中国の「専精特新」企業の育成政策の展開動向

No.	時間(年月)	機関名	政策名称及び政策骨子
1	2011年9月	工信部	「“十二五”中小企業成長計画」公布、「専精特新」の道筋推進を
2	2012年4月	国务院	「小型微型企業の健全発展をより一層支援することに関する意見」公布、「専精特新」の方向を目指す成長と大企業との協業連携及び革新駆動による発展を強調。
3	2016年5月	工信部	「中小企業発展促進計画(2016~2020)」公布、第13次5か年計画期の中小企業発展促進策を掲げ、中小企業の専門化、注文生産、アウトソーシング及び大企業との連携強化などを強調。
4	2018年11月	工信部	「専精特新“小巨人”企業育成事業の展開に関する通知」公布、2020年までの3年間で600社ぐらいの育成を明記。
5	2019年4月	党中央弁公庁、国务院弁公庁	「中小企業健全発展の促進に関する指導意見」公布、中小企業の経営転換、専門化発展、コアコンピタンスの増強を強調。
6	2019年6月	工信部	「第1回専精特新“小巨人”企業名簿リスト」公表、248社入選。
7	2020年11月	工信部	「第2回専精特新“小巨人”企業名簿リスト」公表、1744社入選。
8	2021年1月	財政部、工信部	「“専精特新”中小企業の高品質発展を支援することに関する通知」公布、2021~25年に中央財政から100億元以上の奨励補助金を拠出して重点的に1,000余社の専精特新“小巨人”企業の高品質発展を支援し、また諸機関、地域の協同推進で1万社前後の中小企業が国家級の専精特新“小巨人”企業に成長することを目
9	2021年7月	工信部	「第3回専精特新“小巨人”企業名簿リスト」公表、2930社入選。
10	2021年7月	中央政治局會議	科学技術のイノベーション強化と産業チェーン・サプライチェーン強化及び基礎研究の強化と応用研究の推進、ボトルネック技術の迅速解決などを強調。
11	2022年8月	工信部	「第4回専精特新“小巨人”企業名簿リスト」公表、4357社入選。

資料)中国国政府WEBサイトおよび各種報道より作成。

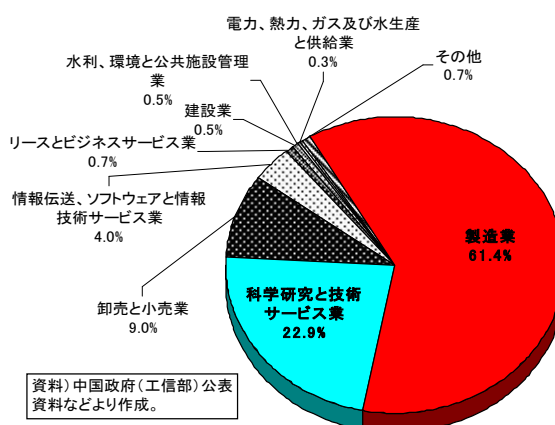
図表12 中国国政府の4回にわたる専精特新小巨人企業の認定社数(計9279社)



じてその育成に注力している。図表12のように、2019年から2022年までの4年間に1万社近くの専精特新“小巨人”企業が承認されてきた(図表12)。この期間は折しも2018年から始まった米中貿易摩擦や科学技術対立の期間と重なっており、中国国政府の危機感とスピード感もさることながら、ボトルネック技術の確立、サプライチェーンの強靱化対策に地道に取り組んできたことがうかがえる。

というのも4回に分けて承認された9,279社の“専精特新”企業の6割以上が製造業に分布し(図表13)、2割以上が科学研究と技術サービス分野に分布し、4%が情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業の企業となっており、またその立地も主要な産業集積地や世界500社および中国500社入りした企業、製造業単品優勝企業数の多い都市に集中している(図表14)。今も政府の育成奨励政策が適用されており、各地域も積極的に専精特新“小巨人”企業の育成に取り組んでおり、第5回目の政府承認も今年に行われることも報じられている。

図表13 中国の「専精特新小巨人企業」の業界分布(計9279社)



図表14 製造業50強都市の4種類企業数トップ10都市比較

順位 (No.)	2021年世界500社 入り企業数	2021年中国500社 入り企業数	製造業単品優勝 企業数	国家級“専精特新 小巨人”企業数
No.	トップ10 社数	トップ10 社数	トップ10 社数	トップ10 社数
1	杭州市 27	杭州市 27	寧波市 83	寧波市 229
2	無錫市 26	蘇州市 23	深圳市 64	深圳市 211
3	深圳市 22	無錫市 22	杭州市 35	蘇州市 123
4	寧波市 16	深圳市 20	青島市 31	青島市 115
5	蘇州市 13	寧波市 20	常州市 30	杭州市 111
6	紹興市 11	常州市 12	蘇州市 29	温州市 104
7	潍坊市 10	紹興市 12	広州市 24	厦門市 88
8	広州市 8	温州市 12	南通市 24	嘉興市 85
9	青島市 8	潍坊市 10	長沙市 22	成都市 84
10	煙台市 8	湖州市 9	淄博市 20	台州市 83

資料)中国信通院(CAICT)「都市製造業高品質発展評価研究報告(2022年)」より作成。

“専精特新”企業の育成には中央政府のみならず地域政府も認定された企業に対して補助金の給付をはじめ（図表 15）、様々な支援策を講じている。また、これらの企業の株式上場を促進している。2022 年 7 月現在、全国では 398 社の専精特新「小巨人」企業が A 株で上場しており、専精特新「巨人」企業全体に占める割合はまだ低い、今後さらに多くの企業上場が見込まれている。2021 年に 9 月に北京取引所も設立され、昨年 7 月現在 17 社の専精特新企業の上場を受け入れた。今後特に企業数の少ない北方地域のために多様な資金調達ルートを整備し、北方地域の企業育成の強化を進めていく課題が残されるが、山東省、江蘇省などの地域は専門のサービスプラットフォームを共同建設するなど、積極的に北京取引所と協力関係を構築している動きもみられている。

現在専精特新企業はすでに中国企業発展の原動力にもなっているとも言え、今後の品質強国の建設のためにも重要な力になることが期待されている。無論、中国の多くの中小企業は未だに革新能力の不足、抗リスク能力の低さ、経営管理レベルと専門化レベルの低さなどにも直面しており、さらに専門化、精密化、特色化、新規化の発展が必要であろう。

5. 戦略的突破口となる製造業 DX の推進強化

品質強国建設の重要な取り組みとして、産業のデジタル化（DX）の推進も重要視されている。これに関して、「中国製造 2025」が公布施行されたが、ドイツのインダストリー4.0の動きによって触発され、その基本はやはり IoT、AI、ビッグデータの利用によるスマート製造やスマート工場の発展促進による製造業の生産性や製品品質の向上促進に他ならない。中国政府は産業、特に製造業の DX 促進を目指し今日に至るまで非常に多くの政策を策定・実施してきた（図表 16）。直近にはインターネット+先進製造業の深化に関する政策（図表 16 の No. 9）、工業インターネット発展行動計画（図表 16 の 10）、及び 5G 産業発展加速に関する通知、メタバースとロボットの産業応用・融合促進策（図表 16

図表 15 各地域政府の“専精特新”企業への補助金給付額

地域	地域級“専精特新”中小企業認定補助額(万元)	地域級“専精特新”小巨人企業認定補助額(万元)
北京	10~20	30~100
天津	最大50	—
河北	20	—
山西	30	—
内蒙古	50	100
遼寧	最大100	最大100
吉林	20	50
黒龍江	—	100
上海	5~20	20~60
江蘇	—	最大50
浙江	—	50~100
安徽	50/80	100
福建	最大50	100
河南	—	5~50
湖北	—	50
湖南	—	最大100
広東	—	50
広西	30	60
重慶	最大30	最大60
四川	—	20
陝西	20	50
甘肅	30	50
青海	50	100
寧夏	30	100

資料) 艾瑞諮詢「“専精特新”企業発展研究報告」(2022.9)より作成。

図表 16 中国の製造業デジタル化(DX)発展に関する主要政策

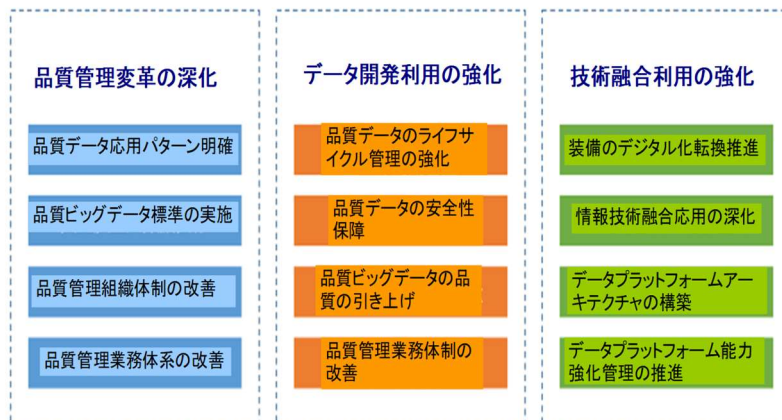
No.	時間	機関名称など	政策の名称と主旨
1	2015年5月	国務院	「中国製造2025」公布、製造業のスマート化発展を提起
6	2016年4月	発改委	「ロボット産業発展計画(2016~2020)」公布、ロボットの5か年計画の推進事業を明記。
3	2016年9月	工信部など	「知能ハードウェア産業革新発展特別行動(2016~2018)」公布、スマート製造のハイエンド設備の開発強化を指示。
5	2016年12月	工信部	「知能製造発展計画(2016~2020)」公布、スマート製造関連の第13次5か年計画期の推進事業を指示。
6	2017年6月	発改委	「ビッグデータ発展計画(2016~2020)」公布、ビッグデータの5か年計画の推進事業を明記。
7	2017年3月	工信部	「クラウドコンピューティング発展3年行動計画」公布、クラウド産業の特別行動計画を実施。
8	2017年7月	党中央、国務院	「次世代人工知能発展計画」公布、人工知能産業の発展促進を明記。
9	2017年11月	国務院	「“インターネット+先進製造業”の深化による工業インターネットの発展に関する指導意見」公布、工業インターネットの
10	2018年10月	工信部など	「工業インターネット発展行動計画(2018~2020)」公布、工業インターネットの発展加速を指示。
11	2019年2月	工信部、国家能源局など	「グリーンデータセンター建設強化に関する指導意見」公布、新インフラ建設の主要事業としてビッグデータの基盤整備加
12	2020年8月	工信部、発改委、国家標準委など	「国家新世代人工知能標準体系建設指南」公布、人工知能に関する最新の標準システム整備を明記。
13	2020年3月	工信部	「5G発展加速の推進に関する通知」公布、5Gインフラ整備と応用推進の加速を指示。
14	2021年1月	工信部	「工業インターネット革新発展行動計画(2021~2023年)」公布、工業インターネットの整備加速とイノベーションを喚起。
15	2021年12月	工信部、発改委など多部門	「“十四五”知能製造発展計画(2021~2025)」公布、第14次5か年計画期の推進事業を指示。
16	2022年11月	工信部など	「仮想現実と業界応用融合発展行動計画(2022~2026年)」公布、メタバースの産業部門への応用拡大を指示。
17	2023年1月	工信部、財政部など多部門	「“ロボット+”応用行動実施方案」公布、ロボットの各分野への応用拡大を指示。
18	2023年3月	全人代	政府組織の改革で「国家データ局」の新設決定、デジタル・チェーンの推進加速へ。

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

の No. 16、No. 17) が相次いで公布・実施されている。5G のインフラ整備が大きく進んだ今のデジタル経済環境において、製造業の DX の発展が大きく加速され、「品質強国建設綱要」における政策目標の達成にも重要な突破口、新たな道筋が開かれ、政府データ局の設置にもみられるように、新たな産業資源としてデータの効率的な利用による品質向上も期待される。

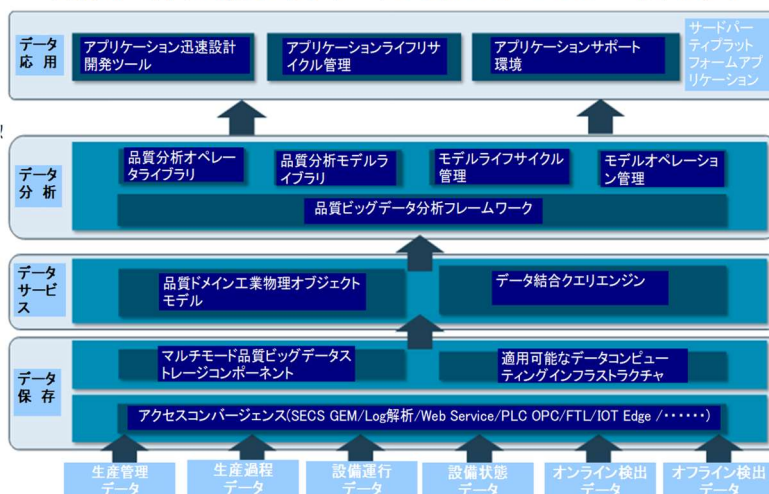
製造業における DX の発展について政府系シンクタンクの中国電子技術標準化研究院から 2021 年 9 月にも「製造業デジタル転型路線図」が公布されており、製造業の DX 発展に関する詳細なロードマップが示され、製造業のデジタル転換を促している。また工業設備品質ビッグデータ工業情報化部重点実験室などによる「品質ビッグデータ白書」(2022 年) も公表され、ビッグデータによる品質向上のシステム整備も進められており、図表 17 の指導枠組により企業サイドの品質ビッグデータ整備が行われている。また図表 18 の品質ビッグデータプラットフォームのアーキテクチャに見られるように、産業のデジタル化による製造業の品質向上が強く求められるとともに、デジタルの産業化がより進むことによる波及効果やスパイラルが生じてくることも期待され、今後中国のデジタル経済の発展は品質強国建設のための基盤としても支援効果が発揮されるであろう。

図表17 企業サイドの品質ビッグデータ整備実施経路に関する指導枠組



資料)工業設備品質ビッグデータ工業情報化部重点実験室など「品質ビッグデータ白書」(2022)より加工

図表18 中国の品質ビッグデータプラットフォームのアーキテクチャ



資料)図表17に同じ。

6. 新情勢下における「品質強国建設綱要」の政策効果の展望(結びに代えて)

冒頭でふれたように、中国は新しい情勢化や新指導体制の下で経済成長を重視するとともに、多方面にわたる質の高い発展を重要視しているが、その究極の目的は、産業競争力の増強と人々の高まる需要の対応にある。政策で計画される多くの重要な事業を地道に推進していく中で、上述した専精特新“小巨人”の育成と産業のデジタル転換(DX)の加速が重要なカギを握るであろう。品質強国の建設は長い道のりとならざるを得ないが、質の高い産業需要と市場拡大に資するもので、新たなビジネスチャンスやより整備改善された経営環境の創出も望まれよう。

「品質強国建設綱要」では、「品質の国際協力強化」を主要な政策任務に位置付けており、二国間・多国間の品質協力交流を掘り下げて進め、国際機構、地域機構や関係諸国との品質対話と協議を強化していくことを明記している（教育訓練、文化交流、人材養成などの協力を繰り返し広げていくことや、地域に跨る計測技術移転プラットフォームと規格情報プラットフォームの建設、品質インフラの相互接続および貿易の品質をめぐる紛争の早期警戒・調整の仕組みの整備、貿易の技術的措置の関連ルールと規格の制定への積極参加など）。また国境を越えた消費紛争処理、法執行監督の協力の仕組みづくりへ参加、品質をめぐる監督法執行と消費者権利擁護の二国間・多国間協力の拡大に加え、中国品質大会の定期的開催、国際的な品質会議の積極的参加または開催などを表明している。中国の市場環境と経済システムがより開放的、効率的なものになり、日本を含む世界各国からよりアクセスしやすくなることを期待したい。

以上

中国の個人情報域外移転制度について ～個人情報越境標準契約を中心に～

MIZUHO

西村あさひ法律事務所・上海事務所
弁護士 野村 高志、弁護士 東城 聡
Email: ta.nomura@nishimura.com
sa.tojo@nishimura.com
TEL: +86-21-5280-3700 (代表)

<要約>

- ・ 2021 年に施行された個人情報保護法のうち、新たに規定された制度、特に外国・外資企業に大きく影響するものとして、「域外移転」の制度が注目される。
- ・ 個人情報取扱者は、中国国外に対し個人情報を提供する必要がある場合には、関連法規に従って、次の条件を満たす必要があるとされる：
 - (1) 国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格すること
 - (2) 専門機構が行う個人情報保護認証を経ること
 - (3) 標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること
- ・ 安全評価手続は、国家による審査がなされる点で最も厳格な制度といえる。保護認証については、正式にはまだ開始されていない状況。標準契約につき、近時「個人情報越境標準契約弁法」が発表され、今後、多くの日本企業が利用されると考えられる。

最初に

2021 年に施行された個人情報保護法のうち、中国国内の個人情報の保護については、民法典、消費者権益保護法、ネットワーク安全法等の個別法で定められた保護制度を改めて総合的にまとめたものであり、ある意味既存の制度を個人情報保護法の名の元に再構築したものともいえ、目新しい内容が多く見られるとはいえない。

しかし、その中で新たに規定された制度、特に外国・外資企業に大きく影響するものとして、「域外移転」の制度が注目される（「域外適用」も同様のことが言えるが本稿では紙幅の関係上触れないものとする。）。本稿では域外移転制度の概要を述べたうえ、必要とされる手続のうち、多くの日本企業・日系企業の間で利用されるであろう標準契約締結の手続について、近時発表された「個人情報越境標準契約弁法」の内容を踏まえてご説明する。

1. 域外移転制度の概要

個人情報取扱者（在中国の日系現地法人が社員等に関する個人情報を有する場合、この「個人情報取扱者」に該当する）は、中華人民共和国国外に対し個人情報を提供する必要がある場合には、個人情報保護法の規定又は国家ネットワーク情報部門の規定に従って、次の条件を満たす必要があるとされる¹。

- (1) 国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格すること
- (2) 専門機構が行う個人情報保護認証を経ること
- (3) 標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること

このうち、(1)安全評価手続は、省級のネットワーク情報部門で審査をして、特に問題がなければ国家ネットワーク部門で評価を受けて認可を行うとされており、国家による審査がなされる点で最も厳格な

¹ 個人情報保護法 38 条。なお、「法律・行政法規又は国家ネットワーク情報部門の定めるその他の条件」と規定されているが、具体的な条件を定めた法律・行政法規は不詳である。

制度といえる。

その対象者も、重要情報インフラ運営者や、100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者などに限定されている²。2023 年 2 月 22 日時点で北京市の北京ネットワーク情報弁公室により公開された情報によれば、安全評価をクリアしたケースは 2 件、正式に安全評価を申告したケースは 48 件に留まる。

(2)の保護認証については、標準契約よりは手間及び費用等がかかると思われるものの、専門機関の確認を経るため、より確実で客観的な適法性の裏付けが得られると思われるが、具体的な専門機関等がまだ公表されておらず、当該手続は正式にはまだ開始されていない状況といえる。

(3)の標準契約については、以下で詳述する。

2. 基本的な内容

標準契約は、当事者間で個人情報の保護について契約を締結して一定の義務を負うことで、国外への情報の移転を認めるという制度である。当該標準契約については、2022 年 6 月 30 日に「個人情報越境標準契約規定（意見募集稿）」が公表され、2022 年 7 月 29 日まで意見募集が行われた。その後、2023 年 2 月 22 日に「個人情報越境標準契約弁法」（以下「本弁法」という。）として正式版が公表された。その構成としては、13 条の規定と 1 つの付属文書「個人情報越境標準契約」（以下「標準契約」という。）からなる。9 条からなる標準契約には、さらに取り扱う個人情報の種類、目的等を記載する別紙 1 と特別条項を規定する別紙 2 が添付されている。この標準契約の本文の内容を変更することはできないとされている（本弁法 6 条）。ただし、本文の内容と矛盾しない範囲で別紙 2 で追加条項を規定することは可能である。例えば、国外受領者（日本本社など）の責任を軽減する規定を設けることは本文の内容と矛盾しうが、中国監督機関、個人情報主体への対応について、一次的に中国国内の個人情報取扱者が負担する形にする条項を追加することなどは可能と考えられる。

3. 本弁法について

まず、標準契約の締結で取り扱う事のできる条件は次のとおりとされる（本弁法 4 条）。

- (1) 重要情報インフラ運営者に該当しないこと
- (2) 取り扱う個人情報 が 100 万人を下回ること
- (3) 前年 1 月 1 日以降に国外提供した個人情報の累計が 10 万人を下回ること
- (4) 前年 1 月 1 日以降に国外提供したセンシティブ個人情報の累計が 1 万人を下回ること

これは、先述の厳格な手続である「安全評価手続」の実施が必要とされる要件とは丁度真逆の内容であり、「安全評価手続」が必要とされない場合の個人情報の域外移転については、標準契約締結の手続で行えることが示されているといえる。

当該手続を利用するための手続的な要件として、所在地の省レベルのネットワーク情報部門へ標準契約発効日から 10 営業日以内に届出が必要とされている（本弁法 7 条）。具体的な届出先として省レベルのインターネット情報弁公室において受入の準備などが進められているようである。

届出において提出が必要な書類としては、締結した標準契約のほか、個人情報保護影響評価（本弁法 7 条 (2)）の提出が必要とされる。

² データ域外移転安全評価弁法 4 条参照。

4. 個人情報保護影響評価について

上述の個人情報保護影響評価については、主に次の点に重点をおいて評価をするものとされている（個人情報保護法 56 条、本弁法 5 条）。

- (1) 個人情報取扱者及び国外受領者の個人情報の取扱いに係る目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- (2) 越境対象個人情報の規模、範囲、種類、センシティブレベル、個人情報の越境が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク
- (3) 国外受領者が負担することを承諾した義務、並びに義務を履行するための管理及び技術措置、能力等が越境対象個人情報の安全性を保障することができるか否か
- (4) 越境後の個人情報に係る改ざん、破壊、漏えい、紛失、違法な利用等のリスク、個人情報の権益を維持・保護するためのルートが円滑であるか否かなど
- (5) 本契約条項の履行に対する現地の個人情報保護政策・法令の影響評価（後述）

標準契約に関連する影響評価については、評価の具体的項目及び進め方に関するフォーマット、ガイドライン等はまだ正式に開示されていないが、安全評価手続ではフォーマットが発表されている。上記の評価すべき事項及び安全評価手続のフォーマットを元にして準備を進めつつ、標準契約に関するフォーマット、ガイドライン等の公表を待つ企業が多いと予想される。

5. 個人情報取扱者側の義務（標準契約 2 条）

標準契約を締結するにあたって、個人情報の取扱者及び情報の受領者がそれぞれ契約上の義務を負うことになる。個人情報取扱者は、中国において既に個人情報保護法による各種の義務を負っており、下記の義務を負うことで、特に新たに大きな不利益などを負うわけではないが、どのような義務を負うことになるかには留意が必要である。

- (1) 取扱目的の実現に「必要最小限」の個人情報を提供する義務
- (2) 個人情報主体への次の情報の告知
 - ・ 国外受領者の名称、連絡先、取扱目的等
 - ・ センシティブ個人情報を提供する場合、提供の必要性及び個人権益に対する影響
- (3) 同意の取得
 - ・ 法律上求められる場合は個別の同意取得が必要
 - ・ 個人情報主体が 14 歳未満の未成年者の場合、父母³又は後見人の同意取得が必要
- (4) 個人情報主体が本契約における第三者受益者であることの告知
 - ・ 個人情報主体が 30 日以内に明確に拒絶しない限り、第三者受益者の権利を享有することになる
- (5) 国外受領者による一定の技術及び管理措置の確保
 - ・ 技術及び管理措置の具体例として、暗号化、匿名化、非識別化、アクセス制限等の技術及び管理措置が挙げられる
- (6) 国外受領者に関連する法律規定、技術標準の提供
- (7) 国外受領者の個人情報取扱い活動に関して、監督管理機構による問い合わせへの回答を行う義務
- (8) 個人情報保護影響評価を行う義務

³ 標準契約では、「父母」と記載があるが、実際は監護者 1 名の同意で足りると思われる。

- (9) 個人情報主体に本契約の副本を提供する
- (10) 本契約における義務の履行に関する立証責任を負う
- (11) 法律法規の要求に従い、監督管理機構に対し関係する情報を提供する
 - ・コンプライアンス監査結果の提出も含むとされる

6. 国外受領者側の義務（標準契約 3 条）

日本の本社など中国国外の企業は、中国個人情報保護法が直接に適用される関係にはない（域外適用の場合を除く）が、標準契約における国外（情報）受領者となることを通じて、次のような義務を負うことになる。特に(12)の個人情報取り扱い記録の中国の監督管理機関への提供と、(13)の監督管理機構の監督管理を受けることへの同意は、例えば中国子会社から情報を受ける日本本社に、中国の監督管理機構（インターネット情報弁公室か）への問い合わせ対応、個人情報の取扱い記録提出、直接の監督管理の受け入れといった比較的重い義務を負わせることになる。中国政府によるガバメントアクセスについて懐疑的な日本企業も多く、こうした義務を負うべきかは慎重に判断をすることが必要となる。

- (1) 付属文書 1 の「個人情報越境説明」の内容に従い個人情報を取り扱う
- (2) 委託処理の場合、合意した取扱い目的、取扱方法等を超えて個人情報を取り扱ってはならない
- (3) 個人情報主体の要求に従い本契約のコピーを提供する
 - ・営業秘密については、個人情報主体の理解に影響を及ぼさない形で適切な処理が可能とされる
 - ・適切な処理とはマスキングなどの対応が想定される
- (4) 個人権益に対する影響を最小限にする方法で個人情報を取り扱う
- (5) 個人情報の保存期間を必要となる最短の期間とし、期間後は削除をする
- (6) 個人情報取扱いの安全保障
 - ・技術及び管理措置（上述の 5.(5)の措置を含む。）及び定期検査
 - ・個人情報を取り扱う人員の秘密保持義務の確保、アクセスコントロール権限の最小限の設定
- (7) 改ざん、破壊、漏洩、紛失、違法利用等の状況が発生するときの是正措置
 - ・これら事情が生じた場合には個人情報取扱者と監督管理機構に報告しなければならない
- (8) 国外受領者から更に別の個人情報取り扱い者に再提供する場合の要求
 - ・業務上の必要性、第三者の名称又は氏名、連絡方法、取扱目的、取扱方法等の告知、第三者との書面の合意及び当該書面の個人情報取り扱い者への提供（要求のある場合）、同意の取得（場合による）、第三者の個人情報取扱い活動が中国の法律法規による個人情報保護標準に達することの確保等の事由全てを満たす必要がある
- (9) 委託処理の場面で、第三者に再委託する場合には、事前に個人情報取扱者の同意が必要
 - ・さらに個人情報越境移転の説明に合意した取扱い目的、取扱方法等に従い情報を取り扱うことを要求し、取扱活動の監督を行う必要もある
- (10) 自動化意思決定を利用する場合は以下の内容を確保する必要がある
 - ・決済の透明度、結果の公平、正当性の保証
 - ・取引価格等の取引条件の差別の禁止
 - ・情報のプッシュ表示が商業マーケティングに使われる場合には、個人的な特徴に基づかない選択肢を提供するか、又は簡便・迅速な拒絶方法を提供する必要がある
- (11) 情報取扱者に対して標準契約における義務の遵守に必要とする情報を提供する
 - ・情報取扱者に対して、必要とするデータファイル及びフォルダに対し閲覧すること、及び標準

契約に関する取扱い活動に対し、コンプライアンス監査を行うことを認めて、監査の実施に便宜を図ることが必要とされる

(12) 取扱活動を記録する必要性

- ・客観的に記録し、少なくとも3年間保存する
- ・法律法規で必要とされていれば、監督管理機構に対し記録を提供しなければならない

(13) 監督管理機構の監督管理を受けることへの同意

- ・問い合わせへの回答、検査の協力、監督管理機構が講じた措置、決定に従うこと、必要となる行動を既に講じていることの証明資料の提供

7. その他

標準契約の両当事者は、合理的な注意義務を尽くしても、本契約における義務の履行に影響を及ぼす国外受領者所在国の個人情報保護政策及び法規が発見されなかったことを保証する必要がある（標準契約4条）。

例えば、中国子会社から日本本社に個人情報を域外移転させる場合には、日本の個人情報保護政策及び法規が、日本本社の標準契約義務履行に影響を及ぼさないかを合理的な注意義務を尽くして調査し、発見されなかったことを保証する必要がある、中国及び日本の個人情報に精通した法律専門家の協力が必要となると思われる。

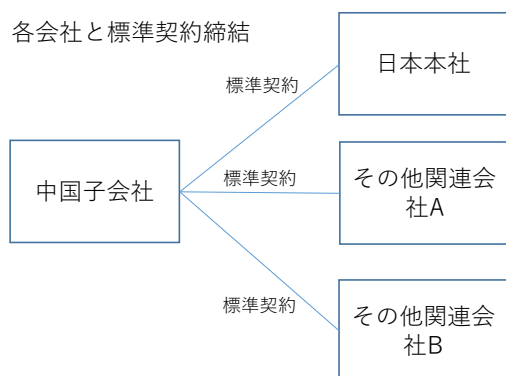
8. どのように標準契約を締結するか、又は締結をしないか

弊職らがお問い合わせをいただく多くの日本企業は、中国において複数の法人を有しており、かつ、中国外の国にも複数の法人を有している。こうした全てのグループ法人間で標準契約を締結することは、その数、影響評価実施の負担、届出手続負担を考えると現実的ではないように思われる。実務的には、後述の「第三者提供」（標準契約3条8項）を通じて、日本本社等の一つの会社をハブとして、中国国外その他の関連会社に情報を共有する対応などが考えられる。

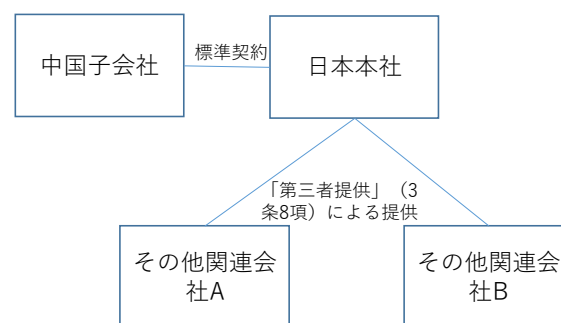
具体的な例を挙げると、下図1のように標準契約を各国と締結すると事務的負担も煩雑であり、かつ上記の国外受領者の義務を各国の関連会社全てが負うことになる。個人情報保護影響評価も下図1では3回行うことになる。

この点、下図2では、日本本社が第三者提供に係る義務を負うものの、標準契約を一つにすることで個人情報保護影響評価の実施を含む事務的負担を軽減し、国外受領者の義務を日本本社に集中させることができると考えられる。

1. 各会社と標準契約締結



2. 第三者提供経由



また、先述のように標準契約の義務は、国外の個人情報受領者にとって重い義務となる。この点、個人情報を中国から受領しない（匿名化された情報のみ受領する。）という情報のローカライズ/デカップリングも一つの選択肢とはなりうる。

こうしたローカライズ/デカップリングが会社の業務処理上現実的ではない場合には、国外受領者を、日本本社とするのではなく、中国の監督管理機構に取扱記録を出す等の直接的な対応を求められても支障のない法人に設定する対応も考えられる。

9. 最後に

本弁法が公表されてまだ日にちも経たないため、上述の対応方法がワークするかには不明確な点があるのは否めないが、こうした検討が在中国の日系企業において縷々行われているのが現状である。2023年6月1日（本稿で紹介した新たな取扱いが6月1日から開始され、12月1日は既に取り扱われた個人情報の是正までの期間となる。）の施行に併せて、他社の動向を念頭に起きながらも、対応を開始する必要がある。

以 上

西村あさひ法律事務所

1966年創立、800名（*一部の提携事務所およびアライアンス事務所を含む。）を超える弁護士等プロフェッショナルを擁する日本最大の総合法律事務所。

東京に中国業務室、北京、上海、シンガポール、ベトナム（ハノイ・ホーチミン）、タイ、ミャンマー、インドネシア、香港、台北、ドバイ、NY、ドイツにも支所/拠点を置く。

上海事務所首席代表 パートナー弁護士

野村 高志

早稲田大学法学部卒業、1998年弁護士登録。

2001年より西村総合法律事務所に勤務。2005年よりフレッシュフィールドズ法律事務所（上海）に勤務。2010年に現事務所復帰、2014年より現職。中国滞在は10年以上に及ぶ。

専門は中国内外のM&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「模倣対策マニュアル（中国編）」（JETRO 2012年3月）、「アジア進出・撤退の労務」（中央経済社 2017年6月）等多数。



上海事務所代表 アソシエイト弁護士

東城 聡

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。



情報漏洩等インシデント発生時の対応措置と法的責任 ～某 EV 自動車メーカーの情報漏洩事件を契機として～

MIZUHO

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士 崔文英 甘甜甜
Email: cuiwenying@jp.kwm.com
TEL: 03-5218-6711

<要約>

- ・電気自動車は高度なデジタル化が進みメーカーが取り扱うデータが膨大化する中、サイバーリスクの脅威は無視できない課題となっている。
- ・情報漏洩等インシデントが発生した場合、「データ三法」はデータ取扱者に対し直ちに被害の拡大防止、監督管理部門への報告、ユーザーへの通知といった行動をとることが義務づけられている。
- ・本稿では個人情報等が漏洩する事態となった場合の対応措置、法的責任、ユーザーとの契約の注意点など幾つかのリーガルポイントを検討する。

自動車業界に視点を向けると、電気自動車の車室内サービスは高度なデジタル化が進み、提供するコンテンツの多様化によりユーザー体験は劇的に向上している。一方、電気自動車メーカーが取り扱うデータが膨大化する中、サイバーリスクの脅威は無視できない課題となっている。2022 年末、中国の某有名電気自動車メーカーがサイバー攻撃を受け、ユーザー個人情報の大量流出が発生した。同社は情報等の流出について謝罪するとともに、ハッキング事件の経緯と脅迫を受けている事実について説明を行ったが、ユーザーへの具体的な影響や解決方法についても明らかにすべきであったとの声が上がリ、これを契機として、情報漏洩時に企業がとるべき対応措置や法的責任をめぐる議論が展開された¹。当該事件は、電気自動車メーカーが抱えているデータコンプライアンスリスクを我々に強く意識させる象徴的な一例であったといえよう。

本稿では、電気自動車メーカーがサイバー攻撃を受け大量の個人情報等が漏洩する事態となった場合の対応措置、法的責任、ユーザーとの契約の注意点など幾つかのリーガルポイントを検討していく。

I 情報漏洩等インシデント発生時の対応措置

情報漏洩等インシデントが発生した場合の対応措置について、サイバーセキュリティ法、データ安全法及び個人情報保護法（以下、これらの法律を総じて「データ法」という。）は、明確な規定を設けている。データ法の下、データ取扱者又は個人情報取扱者たる企業（以下、データ取扱者及び個人情報取扱者を総じて「データ取扱者等」という）は、直ちに被害の拡大防止、監督管理部門への報告、ユーザーへの通知といった行動をとることが義務づけられている。これについて、以下詳述する。

1. 直ちに対応策を講じる義務

中国民法典及びデータ法は、情報漏洩等インシデントが発生し、又はそのおそれがある場合、ネットワークサービスプロバイダー、データ取扱者等において直ちに対応策等を講じなければならないと定めている。

まず、被害の拡大を防止する措置が必要となる。例えばサーバーの一時停止、セキュリティ脆弱性の点検・修復、データへのアクセスの切断、漏洩したデータが他のプラットフォームで流布されている場合におけるその運営事業者への削除要請などが挙げられる。

再発防止策としては、技術面及び管理面におけるデータ漏洩原因の特定、防止措置の点検及び脆弱点の改善のほか、事件発生後の迅速な対応を可能とする応急処置マニュアルの見直し及び模擬訓練、責任者及

¹ <https://www.tfcaijing.com/article/page/304e533531786e446d69745379474a7742662b3456773d3d>
<https://finance.sina.com.cn/nextauto/hydt/2022-12-21/doc-imxxkviv6379549.shtml>

び担当者を明確化する組織機構の整備又は見直し、担当者の教育等も不可欠である。

また、事件発生後においては、内部調査、監督管理部門への報告、監督管理部門の査察調査及び利害関係者との紛争などに備え、事件発生の原因、漏洩データの状況、技術及び管理面におけるサイバーセキュリティ保障措置の整備状況、対応措置の状況、被害状況等について迅速に情報を整理し、証拠を収集することが極めて重要である。

2. 監督管理部門への報告義務

情報漏洩等のインシデントが発生したとき、データ取扱者等は、監督管理部門への報告及びユーザーへの通知の可否といった問題に直面する。この点について、データ法には明確な要求が定められている。

サイバーセキュリティ法 25 条及びデータ安全法 29 条は、ネットワークの安全を害する事件及びデータ安全を脅かす事件が発生した場合におけるネットワーク運営者の関連主管部門への報告義務を定めている。個人情報保護法 57 条は、個人情報の漏洩、改竄若しくは紛失が発生し、又はそのおそれがあるとき、個人情報取扱者は個人情報保護管理部門への通知義務を負うと定めている。

これらの報告及び通知が求められるのは、監督管理部門において事業者が適切な救済措置を実施しているか否かを適時に監督し、かつ、被害の規模と程度を把握するためである。事件が国又は公共の利益に影響を及ぼす程度に至ったときは、事業者は、政府又は公共機関による相応の対策・措置に協力しなければならない。後述するように、その過程では、事件の当事者に対するサイバーセキュリティ審査が行われる可能性もある。

なお、データ法は、監督管理部門への報告義務をトリガーする具体的基準を設けていない。情報漏洩等のインシデントが発生したものの、ユーザー等への影響又は損害がほとんどない場合でも監督管理部門への報告義務が発生するののかという疑問が生ずるが、これについては国家基準の規定が一定の参考となる。

国家推奨基準である「情報安全技術 サイバーセキュリティ等級保護基本要求」（GB/T22239-2019）は、ネットワーク運営者のシステム等級を 1 級から 5 級に分け、いずれの等級の運営者にも、安全事件発生時における安全管理部門への速やかな報告を推奨している。また、システムの等級ごとに、報告及び処置の手順、現場処理、事件報告、修復作業の範囲及び方法、担当者の職責等をそれぞれ明確化することを求めている。もっとも、あくまで国家推奨基準にすぎないため、これらの実行は企業側のケースバイケースの裁量に委ねられていると解される。情報漏洩の具体的状況と原因からみて、ユーザー等に影響又は損害を与えるおそれが極めて小さいときは、監督管理部門への報告をしなくとも現実的なコンプライアンスリスクは低いといえる。ユーザー等に対する影響又は損害の程度を判断し難い場合は、監督管理部門への報告又は事前相談を行ったほうが無難であろう。

3. 公安局への報告義務

情報システムへの侵入又はデータの漏洩は、犯罪又は治安管理中に危害を及ぼす事件に伴って発生するケースが多い。

中華人民共和国刑法（以下「刑法」という）253 条の 1、285 条及び 286 条によると、データの漏洩と関連する犯罪には、個人情報侵害罪、コンピュータ情報システム不法侵入罪、コンピュータ情報システムデータ不法取得罪、コンピュータ情報システム不法制御罪、コンピュータ情報システム破壊罪等がある。データ漏洩事件がこれらの犯罪と関わり、又はそのおそれがあるとき、事業者は、24 時間以内に公安機関に報告しなければならない²。

他方、中華人民共和国治安管理処罰法 29 条は、データ漏洩と関連する治安管理中違法事件として、

（1）国の規定に違反して、コンピュータ情報システムに侵入し、損害を与えるもの、（2）国の規定に違反して、コンピュータ情報システムの機能に対する削除、修正、追加又は妨害を行い、コンピュータ情報システムの正常な作動を不能にするもの、（3）国の規定に違反して、コンピュータ情報システム

² 中華人民共和国コンピュータ情報安全保護条例 14 条。

において保存、処理又は伝送が行われるデータ又はアプリケーションに対する削除、修正又は追加を行うもの、（4）コンピュータウイルス等の破壊的なプログラムを故意に作成し、又は伝播して、コンピュータ情報システムの正常な作動に影響を与えるもの、など定めている。これらの違法行為は、その情状又は影響が刑事訴追の基準に達しない場合には、治安管理中に危害を及ぼす違法行為として処理される。情報漏洩等インシデントがこれらの行為と関わり、又はそのおそれがある場合、事業者は24時間以内に公安機関に報告しなければならない³。

4. ユーザーへの通知義務

データ法は、監督管理部門又は公安局に対する既述の報告義務のほか、ユーザーへの通知・告知もデータ取扱者等の義務として定めている。

サイバーセキュリティ法42条及びデータ安全法29条は、個人情報の漏洩、毀損、紛失をはじめとするインシデントが発生した場合における速やかなユーザーへの告知義務を定めている。また、個人情報保護法57条によると、個人情報の漏洩、改竄若しくは紛失が発生し、又はそのおそれがある場合、個人情報取扱者は個人への通知をしなければならず（ただし、個人情報取扱者が措置を講じて情報の漏洩、改竄又は紛失による損害の発生を効果的に回避することができる場合を除く）、個人情報保護管理部門が損害発生のおそれを認めたときは、個人情報取扱者をして個人への通知をさせることができる。

具体的な通知内容については、個人情報保護法57条が次のように定めている。

- ① 漏洩、改竄若しくは紛失が発生し又はそのおそれがある情報の種類、原因及び発生しうる損害
- ② 個人情報取扱者が講じた救済措置及び個人が講じうる損害軽減の措置
- ③ 個人情報取扱者への連絡方法

ユーザーに対する通知は、メール、手紙、電話又はプッシュ通知のほか、ユーザー各人への通知が実際に困難である場合には、その他合理的かつ有効な公示の方法によって行うことが考えられる。

また、この通知の目的は、個人情報主体たるユーザーの知る権利を確保すること及びユーザーが自救措置を速やかに講じて二次的損害の発生を防ぐことにある。

データ取扱者等においては、以上の報告・通知の各義務をすべて履行した後、事件の当事者として、事件の発生につき自己に過失がなかったことを立証しなければならず、その立証ができないときは相応の法的責任を追及される可能性がある。

II データ取扱者等の法的責任

1. 報告・通知義務違反の行政責任

個人情報の漏洩、毀損、紛失等が発生した場合における監督管理部門への報告義務及びユーザーへの通知義務の未履行は、サイバーセキュリティ保障義務、データセキュリティ保障義務、個人情報保護義務といった安全保障義務への違反と解釈することができる。したがって、報告・通知義務違反に特化した罰則はなくとも、安全保障義務違反に対するデータ法上の罰則が適用可能と考えられる。その詳細については、安全保障義務違反の責任に関する後述の説明を参照されたい。

これに対し、コンピュータ情報システム関連の犯罪又は治安管理法違反が行われた場合に公安局への速やかな報告を怠る行為は、警告、システム稼働停止及び是正改善命令といった行政処罰の対象とされている⁴。

自動車企業が情報漏洩等のインシデント発生時の報告又はユーザーへの通知をしなかったために処罰された事例は、公開情報を調べた限り見受けられない。業種は異なるが、過去の金融業においては、サイバーセキュリティ安全事件発生時に適時報告の義務を履行しなかったために業界主管部門により罰せら

³ 前注参照。

⁴ 中華人民共和国コンピュータ情報安全保護条例20条。

れるケースが多発していた。例えば、某銀行が重要情報システムに生じた突発事件について報告を怠ったために北京銀行保険監督管理局により 40 万円の過料に処された事例、某銀行が重要情報システムに生じた突発事件について報告を怠り、さらにインターネットポータルサイトにおける機微情報を漏洩したために中国銀行保険監督管理委員会により 420 万円の過料に処された事例、某証券会社が重大情報安全事件について報告を怠ったために現地の証券監督管理局により警告が発せられ、内部統制の強化等が命じられた事例がある。なお、これらの事例はいずれも金融業の監督法規に基づいて処罰がなされたもので、データ法の規定がその根拠となったわけではない。

2. 安全保障義務違反の責任

(1) 刑事責任と企業コンプライアンス不起訴制度

刑法 286 条の 1 は、ネットワークサービスプロバイダーが法律又は行政法規に定める情報ネットワーク安全管理義務を履行せず、主管部門からは是正命令を受けたにもかかわらず、その是正を拒み、かつ、次のいずれかの状況に該当する場合には、「情報ネットワーク安全管理義務履行拒否罪」として、3 年以下の懲役若しくは拘留と罰金を併科し、又は罰金を単科するものと定めている。

- ① 違法な情報を大量に伝播させた場合
- ② ユーザーの情報を漏洩させ、重大な結果が生じた場合
- ③ 刑事事件の証拠を滅失させ、その情状が重大な場合
- ④ その他情状が重大な場合

このうち②の「ユーザーの情報を漏洩させ、重大な結果が生じた場合」の意味について、「情報ネットワーク不法利用、情報ネットワーク犯罪活動幫助等の刑事事件の処理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」によれば、ユーザーの行動履歴、通信内容、信用又は財産に関する情報 500 件以上の漏洩、宿泊、通信記録、健康、取引など身体又は財産の安全に影響を及ぼしうる情報 5000 件以上の漏洩、これら以外のユーザー情報 5 万件以上の漏洩、人の死亡、重傷、精神の異常、拉致等の深刻な結果の発生、重大な経済的損害の発生、社会秩序の著しい攪乱などをいうものとされている。

データ・情報漏洩等のインシデントが発生した場合において、監督管理部門に命じられた是正措置の実行などの対応を適時にしなかったときは、これらの規定に基づいて刑事責任を問われるおそれがあるため、注意を要する。

なお、中国においては、企業の刑事事件に対するコンプライアンス不起訴の制度が 2020 年に試験導入されている。この「企業コンプライアンス不起訴」とは、検察機関による主導の下、一定の要件を充足する企業犯罪について、コンプライアンス体制の整備を当該企業に促し、実際に体制の整備がなされた後、専門機関がこれを評価し、合格判定の場合に当該企業を不起訴処分とする制度をいう。刑事訴訟法にはその明確な法的根拠が定められていないものの、最高人民検察院の「企業コンプライアンス試験的改革の実施に関する行動計画」が 2021 年 3 月に、「犯罪被疑企業のコンプライアンスに対する第三者監督評価体制の導入に関する指導意見（試行）」（以下「指導意見」という）が 2021 年 6 月に公布され、地方においても関連する通達が相次いで発せられている。特に、この指導意見により、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家で構成される第三者監督評価機関が企業側のコンプライアンス体制の改善状況の評価し、その評価結果を検察機関が起訴又は不起訴を決定する際の重要な参考とする第三者監督管理制度が確立された。これを導入した各地の事例をみると、一般に、責任者に対する自由刑が最高でも 3 年以下の軽微な犯罪が運用の対象とされている。上海の某ネットワーク技術会社による 2022 年のデータ侵害事件をはじめとして、データ関係の犯罪への活用実績も蓄積されつつあり、安全保障義務違反により成立する犯罪にも適用の余地がある。

(2) 行政責任

データ取扱者等が自己に発生したデータ漏洩等のインシデントについて監督管理部門へ報告した後は、これを受けた監督管理部門において、データ取扱者等のサイバーセキュリティ及びデータセキュリティ状況について検査を行うことが想定される⁵。これに関し、サイバーセキュリティ法 49 条 2 項は、監督管理部門が行う監督検査に対してネットワーク運営者が協力義務を負うことを定めており、個人情報保護法 64 条は、個人情報保護管理部門が職務を遂行する過程で個人情報安全事件の発生を発見した場合には、個人情報取扱者の法定代表者若しくは主要責任者と面談を行い、又は個人情報取扱者をして、専門機関に依頼し個人情報取扱い活動に対する監査を実施させることができること、個人情報取扱者においてはその要求に従って関連措置を講じ、改善を行い、リスクを解消しなければならないことを定めている。

このような検査の結果、データ取扱者等による安全保障義務の履行が不十分であったと判明したときは、相応の責任が追及される。

例えば、サイバーセキュリティ法 59 条によると、ネットワーク運営者がサイバーセキュリティ保護義務を履行せず、主管部門からは是正命令若しくは警告を受けたにもかかわらず是正をせず、又はサイバーセキュリティへの危害を発生させた場合には、一定額の過料に処される。また、個人情報保護法 66 条によると、個人情報取扱者が個人情報の取扱いにあたり法定の個人情報保護義務を履行しなかったときは、警告、違法所得の没収、サービスの停止又は中止、過料⁶、営業許可の取消しのほか、直接責任を負う主管者その他直接責任者に対する過料並びに一定期間における董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者への就任禁止などに処するものとされている。

したがって、データ取扱者等が情報漏洩等のインシデント発生時の行政責任を避けるためには、それについて自己に過失がなく、法定の安全保障義務を十分に履行したことを証明する必要がある。

(3) 民事責任

個人情報保護法 69 条は、個人情報取扱者が個人情報の取扱いに際して個人情報に係る権利・利益を侵害して損害を発生させ、自己の無過失を証明しえないとき（すなわち過失推定の原則）は、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならないと定めている。もっとも、第三者たるハッカーの攻撃等によりデータ漏洩が発生し、そのためにユーザーが損害を受けた場合には（例えば、漏洩した個人情報が悪用され、ユーザーに経済的損害が生じた場合など）、第三者の違法行為による損害であるため、個人情報保護法に基づく個人情報取扱者への責任追及が困難となることも考えられる。

この点に関し、一部の裁判例⁷においては、データ漏洩に起因する個人情報侵害事件についても、安全保障義務に違反した事業者の権利侵害責任⁸に関する民法典の規定に照らして処理しうるとの判断が示されている。すなわち、「第三者の行為により他人に損害が生じたときは、第三者が権利侵害の責任を負い、この場合において、事業者、管理者又は主催者が安全保障義務を尽くしていなかったときは、相応の補充責任を負う。事業者、管理者又は主催者は、補充責任を果たした後、第三者に求償することができる。」と定める民法典 1198 条 2 項の規定が、サイバー空間の権利侵害行為にも適用しうるものと認められた。したがって、ユーザーの個人情報の漏洩により当該ユーザーに損害を与えた場合において、データ取扱者等がサイバーセキュリティ又はデータセキュリティの保障義務を十分に尽くしたことの証明に失敗したときは、そのデータ漏洩の発生が第三者のハッカー攻撃等に起因するものであっても、安全保障義務違反に基づく賠償責任を問われる可能性が高い。

その一方で、個人情報の漏洩のみをもってユーザーの損害発生が肯定されるのか、という疑問も残る。損害の発生についてはユーザー個人が立証責任を負うが、単なるデータの漏洩にとどまる事件において、

⁵ 安全事件の発生時にこの検査が常に行われるか否かは、法律規定の文言上判然としない。

⁶ 是正を拒んだときは、100 万円以下の過料、直接責任を負う主管者その他直接責任者に対する 1 万元以上 10 万円以下の過料、情状が重大な場合には、5000 万円以下又は前年度売上高の 100 分の 5 以下の過料、直接責任を負う主管者その他直接責任者に対する 10 万元以上 100 万円以下の過料となる。

⁷ 北京市朝陽区人民法院（2018）京 0105 民初 36658 号。

⁸ 不法行為に基づく責任を指す。

損害の発生及びこれと個人情報取扱者による侵害行為との因果関係を立証することは現実的に難しい。

Ⅲ ユーザーとの契約における免責条項

2022年5月、中国江蘇省の消費者権益保護委員会が電気自動車メーカー14社のユーザーとの契約及びプライバシーポリシーに対してチェックを行った結果、多数の問題点が指摘され、一時注目を集めた。例えば、メーカーの責任を免除する条項として、「第三者のコンピューターシステムに対する攻撃、コンピューターシステムへのウイルスの侵入、政府統制等、サービスの一時停止その他ネットワークの正常な運用に影響を及ぼす不可抗力事由が発生し、これにより個人データの漏洩、紛失、盗用、改ざん等が発生した場合において、当社は、その一切の責任を負わない」といった内容が定められ、その合理性が疑問視された。

ユーザーとの契約は、一般に、事業者が一方的に作成した定型契約である。民法典497条は、定型条項が無効となる事由として、(1) 相手方に身体的損害又は故意若しくは重過失による財産的損害をもたらしていること、(2) 定型条項を提供した一方の当事者が不合理に自己の責任を免除若しくは減輕し、相手方の責任を加重し、又は相手方の主要な権利を制限していること、(3) 定型条項を提供した一方の当事者が相手方の主要な権利を排除していること、を定めている。それゆえ、自動車企業とユーザーとの契約に、自動車企業の責任を「不合理に免除又は軽減」する内容が含まれる場合には、その条項が無効となるおそれがある。

現代社会において、サイバー攻撃やウイルス侵入からデータの安全を絶対的に保証することは現実的に困難である。このような状況の下、重要な課題となるのは、データ安全事件が発生した場合に事業者の責任の「合理的な減免」がどこまで認められるか、である。事業者が適法に個人情報を取り扱っていなかった場合（例えば事業者がユーザーの同意なくその個人情報を収集して保存していたところ、ハッカーがシステムに侵入したためにその漏洩が生じた場合）や、法定の安全保障義務を十分に履行していなかった場合（例えば事業者がサイバーセキュリティ等級保護義務を履行していなかったため、コンピュータウイルスに感染しデータの毀損・漏洩を招いた場合など）に免責が認められることは困難であろう。

Ⅳ 安全保障義務の具体的な内容

データ法は、サイバーセキュリティ、重要データ及び個人情報の安全保障義務について詳細な規定を定めている。しかし、ここでは紙幅の制限ゆえ、その詳細な説明は割愛し、安全保障義務に関する具体例として次のデータ漏洩事件を紹介する⁹。

事例 1¹⁰

これは、航空券購入の過程で顧客情報の漏洩が発生し、そのために当該顧客が第三者による詐欺の被害を受けたとして航空会社及び代理店に損害賠償を請求した事案である。本件においては、被告側の航空会社及び代理店が法に基づいて安全保障義務を履行したか否かが争点となった。裁判所は、航空券代理店に対しては安全保障義務を果たしていないとして顧客の損害の80%の負担を命じた一方、航空会社に対しては安全保障義務の十分な履行があったとして責任を負わないものとする判決を下した。本件においては、航空会社が安全保障義務を履行するために講じた次の措置が注目される。

- データコンプライアンス管理制度及び手順の確立、厳格な安全管理体制の整備
- 国際情報安全管理體系認証の取得、情報安全領域における企業の信頼性の保障措置、企業秘密漏洩リスクの低減措置
- サイバーセキュリティ等級保護の評価の実施及び情報システム安全等級保護届出証明の取得

⁹ これら2件は、いずれも個人情報保護法施行前の事件であるが、事業者が講じるべき安全保障義務の具体的な内容を理解する上で参考価値を有する。

¹⁰ (2018) 粵 0306 民初 23342 号民事判決。

- 有力なサイバーセキュリティ研究機関又はサービス機関による情報セキュリティに関する支援
- 発注情報システムにおけるデータの匿名化の実施
- データ保存セキュリティに関する特別な認証制度の実施

事例 2¹¹

これは、某オンライン旅行情報サービス会社のアプリを利用して航空券を購入した顧客が、出発当日に詐欺グループからのメッセージを受信して金銭を詐取される被害に遭い、そこでオンライン旅行情報サービス会社に対しては同社が安全保障義務を十分に履行していなかったことを、支払サービスを提供したオンライン支払サービス会社に対しては同社が実名制を採用せず、顧客に対するリスク提示義務を履行していなかったことを理由として両社を訴えた事案である。オンライン旅行情報サービス会社は、自社による安全保障義務の十分な履行を裏づける証拠として次のものを提出したが、裁判所はその主張を受け入れず、原告に対する経済的損害の賠償と謝罪を命じた。

- インターネットプラットフォームのプライバシーポリシーのうち情報安全及び保護に関する部分（情報安全保障体系の構築、「IS027001 情報セキュリティマネジメントシステム規格認証」及び「PCI-DSS Payment Card Industry Data Security Standard Certification」等の取得
- データ処理に係るセキュリティ保護対策の実施
- 情報・データにアクセス可能な従業員に対する管理・教育
- 「企業信用格付証明書」及び「インターネット信義誠実模範単位」（注：模範事業者としての認定を証する文書）の取得
- 「機密情報取扱規範」V1. の制定
- 「機密情報セキュリティ管理規程」V1.5 の制定

裁判所は、オンライン旅行情報サービス会社による安全保障義務の履行を否定した理由について、「被告会社は、本件注文書にアクセス可能な従業員の範囲、機微情報へのアクセス記録、モニタリング状況、操作ログ、内部及び外部における情報伝送の承認状況などについて、立証ができていない。また、同社は、事件発生当時、航空券取消の虚偽情報をユーザーに配信して金銭を詐取する詐欺事件が多発しその報道が頻繁になされていたにもかかわらず、航空券注文書といった重要情報に対し、内部における暗号化伝送を要する 2 級からそれを要しない 1 級へと管理の格下げを行っていた。さらに、アプリの画面や SMS のメッセージにおいて、航空券詐欺への注意を喚起する十分なリスク提示もしていなかった」と論じている。

以上 2 つの事例で被告会社が立証しようとした安全保障義務の内容は、まさにデータ法が求める安全保障義務を具現化したものとなっている。それぞれの内容は、データ取扱者が自らの過失の不存在を証明するために最も基本となる立証事項である。また、事例 2 におけるように、実際にデータ漏洩が発生したケースでは、裁判所や当局により、安全保障義務の履行内容に対する細かなチェックがそれぞれの事案に着目して行われる。情報安全保障体系や信用格付け証明といった外部の認証機関が発行した証明書を取得し、あるいは情報管理規程の整備、従業員の育成教育など大まかな安全保障の制度を整備していても万全でないこともある。これらの事件は、取り扱うデータの機微性・重要性に基づいてその分類を適切に行い、それぞれの業務の特徴及び作業の流れに沿って技術・管理両面の実践レベルで体制を整えるなど、細かな作業に地道に取り組むことの必要性を示唆している。

¹¹ (2018) 京 0105 民初 36658 号民事判決。

おわりに

電気自動車の普及に伴い、膨大な個人情報の収集・共有・使用・移転等が自動車メーカー、システム開発者、部品メーカー、コンテンツプロバイダー、プラットフォーム運営者など様々な業者間で行われているが、この業界のサプライチェーンの長さゆえ、サイバーセキュリティをめぐるコンプライアンスリスクもますます深刻化することが懸念される。

自社だけでなく、サプライチェーンの何らかの部分において情報漏洩等のインシデント発生のおそれがないか常に点検するとともに、対応策の細かな見直しを行うことが求められる。インシデントが発生したときはこれを軽視せず、全体の安全体制について厳密なチェック及び速やかに整備・改善を行い、より深刻な事態に発展させないための対応を常に心掛けることが望まれる。

以 上

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所 国際パートナー

中国弁護士 崔 文英（さい ぶんえい）

クロスボーダーの M&A、技術ライセンス及びデータコンプライアンスを主たる業務分野とする。日系企業の対中国投資、技術ライセンス分野において十数年にわたる豊富な経験を有する。近年経済安全保障分野のリーガルサービスに力を入れており、重要データ、個人情報保護、輸出規制の分野を中心にアドバイスを提供している。注力している産業分野は、自動車、機械設備、再生エネルギー、ヘルスケア及び TMT である。



King & Wood Mallesons 金杜法律事務所 アソシエイト

中国弁護士 甘 甜甜（かん てんてん）

M&A、外商投資、知的財産、個人情報保護とデータコンプライアンスその他一般企業法務を主たる業務分野とする。



(ご参考) チャイナビジネス関連情報

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年第 2 号(2023/2/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0160-XF-0105.pdf 23 年第 3 号(2023/3/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0161-XF-0105.pdf 23 年第 4 号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	習近平政権 3 期目の新政府が始動(2023/3/22) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/insight-as230322.pdf 低調が続く中国の輸出入(2023/3/23) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as230323.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.120(2022/12/22) ウクライナ情勢等によるエネルギー安全保障への影響と脱炭素の動向 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2212-2301.pdf Vol.121(2023/3/23) 米中展望～米国のねじれ議会と習近平政権 3 期目を踏まえて～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 655 号(2023/3/15) 銀行貸付準拠法の改定意見募集 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0708-XF-0105.pdf 第 656 号(2023/3/17) 低炭素化に向けた設備更新を促す指導意見 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0709-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 131 号(2023/3/2) 1・2 月の経済データにみる足元の景気回復 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0131-XF-0105.pdf 第 132 号(2023/3/16) 景気回復局面で迎えた全人代 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0132-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/1/19) 22 年 12 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0076-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/2/17) 23 年 1 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0077-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号樓30樓
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86- 512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。